

令和元年第6回定例会

清里町議会会議録

令和元年 12月12日 開会

令和元年 12月12日 閉会

清里町議会

令和元年第6回清里町議会定例会会議録（12月12日）

令和元年第6回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	藤代弘輝
企画政策課長	伊藤浩幸
町民課長	熊谷雄二
保健福祉課長	野呂田成人
産業建設課長	河合雄司
焼酎醸造所長	清水俊行
出納室長	永野宏
生涯学習課長	原田賢一

監査委員事務局長	溝口	富男
農業委員会事務局長	河合	雄司
選挙管理委員会事務局長	藤代	弘輝

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	溝口	富男
書記	世良	奈都子

9. 本会議の案件は次のとおりである。

- 議会報告第1号 令和元年度定例監査の結果について
一般質問 (4名7件)
- 議案第48号 オホーツク町村公平委員会規約の一部を改正する規約
- 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備に関する条例
- 議案第50号 清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
- 議案第51号 清里町総合計画策定条例の制定
- 議案第52号 緑清荘条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 清里町農山漁村体験施設条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 農林水産物直売・食材提供供給施設設置条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 緑温泉条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 緑清荘の指定管理者の指定について
- 議案第57号 清里町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第58号 長栄橋補修工事に係る契約変更について
- 議案第59号 令和元年度清里町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第60号 令和元年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 発議第6号 議員の派遣について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席数は8名です。

ただいまから、令和元年第6回清里町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 岡本英明君、2番 古谷一夫君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員長から報告させていただきます。本定例会の会期は一般質問、並びに提出される事案の件数、内容から判断して本日1日間とすることが適当と思われま

す。以上が議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。議会事務局長。

○事務局長（溝口富男君）

「議長諸般の報告」4点について、ご報告申し上げます。

1点目、「議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告について」であります。

(1)「その他の会議・行事等」について、記載の会議・行事に、議長をはじめ、各議員が出席をしております。

2点目、「常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について」であります。

(1) 総務文教常任委員会から、(3) 議会運営委員会まで、1 ページに記載の期日・案件で会議が開催されておりますので、ご報告申し上げます。

3点目、「例月現金出納検査の結果について」であります。

令和元年 11 月分について、3 ページのとおり提出されております。適正であるとの報告であります。

4点目、「令和元年第6回清里町議会定例会説明員等の報告について」。4 ページのとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で、報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告を申し上げます。

まず大きな1の主要事業報告についてでございます。1点目の女満別空港ビル株式会社、株券の譲渡についてでございます。北海道内7空港の民営化に伴い、女満別空港ビル株式会社の株券を受け皿会社となります、北海道エアポート株式会社に譲渡とするものでありまして、明年の1月7日付けで譲渡を決定されましたので、ここにご報告を申し上げます。なお、清里町の保有株数は20株でございます、購入当時の額面は1株5万円でありました。今般、譲渡をいたしますのは保有20株全てでありまして1株13万8千円で譲渡をいたしますので総額では276万円となるものでございます。

次に、2点目の北海道酪農振興町村長会議の中央要請活動についてであります。11月26日、加盟の町村長により、北海道選出国會議員並びに農林水産省副大臣、農林水産省生産局畜産部、経済産業省に対しまして北海道における酪農畜産対策に関し、記載の6項目について要請活動を行ったものでございます。

次に、3点目の全国町村長大会についてでございます。11月27日東京のNHKホールで開催されてございます。荒木町村会会長の挨拶ののち、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、山東参議院議長ほか5名の方からの来賓挨拶と小田桐明治大学教授からの応援メッセージに続き、大会決議によりまして記載の特別決議2件、緊急決議1件、大会決議12件と、10項目にわたる重点要望を採択し、内閣府及び関係省庁に対し要請活動を行ったものでございます。

次に2ページをお開きください。4点目の自由民主党移動政調会についてでございます。11月30日北見プラザホテルで開催されております。本町からは、田中町議会議長、石井農協組合長、そして副町長の3名が出席をし、記載の12項目に対して武部代議士及び地区選出の北海道議會議員に対し要請活動を行ったものでございます。

次に、大きな2の主要事業の執行状況についてでございます。1点目の議決工事の12月1日現在の工事の進捗状況についてでございます。長栄橋補修工事につきましては記載の工期、工事内容で実施されておりまして、橋梁支承工、橋梁塗装工を施工中でございます。進捗割合は70%

となっているものとございます。

次に、3ページをお開き願います。大きな3の主な会議・行事等の報告についてであります。自治会長会議であります。12月4日、町民会館の1階ホールにて開催されております。年末年始における公共施設の利用や、冬期間における除雪体制、各種事業の進捗状況、当面する事務事業の周知と各課からの連絡、依頼事項などについてそれぞれ所管課より説明をさせていただき、その後、御意見・御質問等をいただいたものとございます。自治会長27名が出席をいたしております。

次に、清里町地域振興懇話会についてでございます。12月6日、役場3階各種委員会室にて開催されておまして記載の関係機関、団体の代表の方々のご出席をいただき、今年度の町の主要事業及び施策並びに事業の進捗状況などについて報告をさせていただいたのちに、各関係機関団体よりそれぞれ情報提供と町づくりや地域振興方策等について意見交換が行われたものとございます。

次に、清里町特産品の夕べについてであります。12月6日、コミュニティセンター2階ホールにて開催されております。今年度は、清里ご当地グルメ地域活性化協議会の主催のもと、特産品の開発販売を進めております町内の各事業所と清里高等学校のグループ7団体の出店協力により開催されたものとございます。約120名の方々が来場されまして特産品の試飲・試食を行い出店者からは新メニューの紹介やPR、特産品の抽選会などが行われ、盛会のうちに終了いたしましたところでございます。

次に、総合教育会議でございます。12月9日、役場3階各種委員会室にて開催されております。清里高等学校総合支援対策令和元年度の全国学力学習状況調査の結果、令和2年度教育のほか清里小学校の長寿命化計画に基づく改修整備計画の概要、コミュニティースクールの取り組みなど記載の事項につきまして教育委員会事務局よりの報告説明をいただいたのちにそれぞれ意見交換が行われたものとございます。

以上申し上げまして、町長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

大きな1. 主な会議・行事等の報告であります。

1点目、第63回清里町文化祭について。12月7日・8日の2日間にわたり、今年は「心をつなぐ 未来につなぐ」をテーマにプラネットを会場に開催され、1日目は第1部として、第37回小中高校音楽発表会が開催され、小学校の合唱や金管バンド並びに清里高校吹奏楽部の演奏が

披露されました。インフルエンザの流行により、残念ながら中学校の全学年及び小学校の一部の学級が欠席となりました。2日目は、第2部舞台発表が行われ、町内各団体から多くの方々の参加により、見事なパフォーマンスが披露されました。また、展示部門におきましても、子どもから高齢者まで素晴らしい作品の数々が出展され、来場者を楽しませていただきました。この他、自治会女性部連絡協議会をはじめ、町内各団体の出展、ご協力をいただき、食堂やドーナツ・クッキーの販売、お茶会などが行われ、2日間を通して、延べ約 1,000 名の来場者のもと、盛会裏に終了いたしました。

2点目、令和元年度清里町文化賞・スポーツ賞授賞式について。12月8日、文化祭舞台発表に合わせて行われ、今年度は、ボート競技の高体連全道大会及び国民体育大会北海道予選会などで優秀な成績を収められました高校生5名に対し、スポーツ賞並びにスポーツ奨励賞を教育委員会より授与いたしました。

大きな2. 教育委員会の開催状況であります。

第9回教育委員会が12月9日に開催され、記載の案件について審議・決定されております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 議会報告第1号

○議長（田中誠君）

日程第6、議会報告第1号、令和元年度定例監査の結果についてを議題とします。

監査委員の報告を求めます。代表監査委員 篠田恵介君。

○代表監査委員（篠田恵介君）

令和元年度定例監査の結果について御報告いたします。地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施いたしましたので同上9項の規定により監査結果に関する報告書を提出いたします。監査の期間でございます。令和元年10月23日から24日の2日間行っております。

2の監査の対象でございますが、令和元年9月30日現在の一般会計及び特別会計における1. 予算の執行状況、2. 事業の執行状況、3. 財産の管理状況、4. その他でございます。

3、監査を行った部局等でございますが、町長部局及び各種委員会等でございます。

4、提出を求めた資料でございますが（1）各会計の予算執行状況に関する調書から（8）その他必要に応じ求めた書類でございます。

5、監査の結果でございます。（1）予算の執行状況について、①監査の方法、一般会計及び各特別会計にかかる歳入歳出予算の執行状況に関する資料の提出を求め、担当者から資料説明、内容等の聴取、また関係書類の確認等により監査を実施しております。2. 監査の結果でございます。各会計における予算の執行状況については別表のとおりでございます。計画に基づき全般的に概ね適正に処理されていることを認めます。（2）事業の執行状況及び契約の事務処理、①の

監査の方法でございますが、事業の執行状況については各課より工事等実施状況調書の提出を求め、各種工事、物品購入、委託事業など 288 事業のうち、33 事業について監査を実施しております。監査の実施に当たりましては事業概要、契約書、完成写真等の関係書類の提出を求め、必要に応じ所管課から説明を受けております。また、弓道場防御フェンス設置工事、清里トレーニングセンターバスケットボール更新工事、新町公住通り改良工事並びに情報交流施設、備品購入について実地監査を行っております。2 監査の結果でございます。事業の執行状況にはそれぞれ工事等実施計画、工事工程表に基づき概ね予定どおりの進捗状況であり、また契約等の事務処理に当たっては財務規則等法令に基づき執行されており概ね適正と認めます。

(3) その他の監査でございます。①監査の方法、公金の取り扱いについて。出納室、札支所に出向き、実地監査を行っております。2 監査の結果でございます。支所等の公金の取り扱いは正確であり事務処理についても適正になされていると認めるものでございます。6 総括、予算の執行状況及び事務処理については法令条例等に沿い、概ね適正に執行されていると認めます。以上申し上げます、令和元年度定例監査の結果についての報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、議会報告第 1 号、令和元年度定例監査の結果についてを、終わります。

●日程第 7 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第 7、一般質問を行います。順番に発言を許します。古谷一夫君。

○2 番（古谷一夫君）

それでは、先に通告したとおり、清里高校支援総合対策について、教育長に。障がい児の保育の福祉支援について町長に質問をさせていただきます。

なお、質問要旨に沿い、答弁については簡潔にいただくようお願い申し上げます。

まず始めに、「清里高校支援総合対策の評価及び今後の見直しの方向性」について、教育長に質問させていただきます。

本事業については平成 16 年度から清里高校の 2 間口確保対策事業としてスタートして今日に至っていると押さえています。その間、平成 27 年度には入学者が 12 名まで減少し、高校の存続そのものが危機的状況となった中、平成 28 年度からの小清水高校生徒募集停止という学区内の高校再編の動向も踏まえ、地域キャンパス校として存続するための基準条件となる 20 名の入学者確保のための、緊急的対策として他の市町村に例を見ないほどの手厚い支援策を更に講じ、入学者の安定的な確保と高校の存続がなされているものと認識するものでございます。

特に支援の内容については、入学支度金の補助や特色ある学校づくり支援、資格取得等補助、進路対策補助、大学等の入学資金貸付、国立大学入学者支援、高体連等出場経費補助、町外からの通学支援など、保護者の経済的負担の軽減を中心とした支援に加え、1 年生の希望者全員の二

ュージーランド海外研修派遣など、先程述べたとおり極めて多彩で手厚い内容となっており、当然、町の財政的負担も重いものとなっていると捉えているところでございます。

一方、北海道教育委員会ではその後、全道的な少子化や地域振興の観点も加味し、高校再編の基本方針を大幅に見直し、平成 30 年度からは「地域連携特別校」については 1 間口生徒数 10 名が確保されれば存続できるとしたところでございます。

こうした一連の当町の支援対策やオホーツク東学区の将来的な高校進学生徒数の推移、そして北海道教育委員会の高校再編に対する方針を客観的に勘案すると、平成 16 年度から取り組んできた支援総合対策については、高校存続という当初の目的の部分においては確実に達しているところですが、まず、一点目として教育委員会としては、本事業の評価をどの様に現時点で捉えているのかお伺いします。

二点目としては、評価に基づく支援内容の見直しの必要性をどの様に認識されているのか。特に、見直しを行うとすれば支援の基本的な考え方をどこに置かれるのか。合わせてお伺いするものでございます。

三点目としては、現在は高校におけるニュージーランド派遣研修と交換留学生制度に特化されていますが、町が主体となるべき国際交流事業の位置づけや在り方と高校の国際理解教育の整理が必要とされていないか。以上 3 点について、教育委員会としての見解をお伺い致します。

次に、「障がい児保育・福祉支援及び就労支援」について、町長に一般質問をさせていただきたいと存じます。現在、清里町においては平成 30 年 3 月に策定した「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、障害者福祉行政を推進されていますが、「障がい福祉計画」は障害者総合支援法の「基本的人権を享受する個人としての尊厳」を基本理念にしており、また児童福祉法の改正により本町においては「障がい児福祉計画」を包含したものとなっていると認識するものです。

こうした中、義務教育となる小学校や中学校においては、特別支援学級に教職員を補佐する支援員が配置されるなど、障がいのある児童生徒や特別の配慮を要する児童への支援が、一定程度、制度上も整われていると理解しています。現在、斜里地域子ども通園センターには 9 名の方が通所されていると伺っているところですが、身体的な障がいのみならず、自閉や発達障がいについても乳幼児期における早期の発見、早期療育の必要性、また家庭と福祉、教育の連携による「切れ目のない総合的な支援」、そして多くの不安を抱えている障がいのある子どもたちの保護者への支援が極めて大切になると考えるところでございます。今、私の手元に清里町障がい児福祉計画があるわけですが、障がい児支援の体制整備として、「障がい児支援については、斜里郡 3 町により運営している、斜里地域子ども通園センターにおいて相談支援、児童発達支援を実施しています。また、保健師や児童相談所による発達にかかる相談により、子どもの発育に係る課題の早期発見の取り組みを行っています。

今後も、地域における支援について、対象児とその家族への支援について充実を図ります。かなりあっさりした冊子でございますが、障害児支援についての計画についてわずかこの部分しか記載が現在の計画においてはされていない。特に子育て支援を重点施策として掲げている町の姿勢としてこういった現在のあり方が十分なものとして認識されているのか。さらに今後計画の変更が検討されていく新しい計画の策定が検討されていく時期がまいると思っておりますが、そういった中で今後の児童福祉計画というものをどのようにとらえていくのか。町長の見解をお伺いしていきたい。

特に、まず、一点目としては「清里町における乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育の現況」と「障がい児福祉に対する町長の認識」についてお伺いするものでございます。

また、二点目としては「認定こども園」について今後、内部的な検討が既に開始されていると思いますが、子育て支援、児童福祉、幼児教育にかかる包括的な支援の仕組みに対する全体的な制度設計の中に、「障がい児福祉と保育」を明確に位置づけていくことが必要との認識に立たれるのか町長の考えをあわせてお伺いするものです。

三点目としては、切れ目のない総合的な支援の観点から、義務教育に連動していく現況の保育所における障がいを持つ園児に対する保育体制が十分なものとなっているのかどうか。以上、3点について町長の見解をお伺いするものです。

○議長（田中誠君）

教育長。

○教育長（岸本幸雄君）

私の方から1点目の清里高校総合支援対策の評価及び今後の見直しについてということで答弁をさせていただきます。はじめに、事業の評価をどうとらえているかということでございます。清里高校総合支援対策につきましては、議員おっしゃった通り、清里高校の2間口確保を目指して、平成16年に開始をいたしました。しかしながら平成21年度からは1間口となり、網走南ヶ丘高校をセンター校とした地域キャンパス校として存続することとなりました。その後、現在に至るまで各それぞれの状況に応じまして、支援内容を追加見直しを行ってきたところでございます。その間入学者数が20名を下回るということも2度ほどございましたけれども、平成28年度小清水高校の募集停止にあわせまして小清水町からのスクールバスの運行。そしてその他、町外からの通学費補助を開始したことなどによりまして、生徒数が増加してまいりました。そして現在におきましては、1学年1間口で網走南ヶ丘高等学校を連携協力校とする地域連携特例校として生徒100名を超える規模の学校となったところでございます。以上のことなどから、清里高校総合支援対策事業につきましては地元の高校を存続させるという観点におきまして、一定の成果を上げたというふうに認識をしているところでございます。

また、高校を取り巻く環境でございますけれども、これにつきましては平成16年から、また大きく変化をしてきております。中学校の卒業生については、人口減少同様に減少しているところでもありますけれども、オホーツク東学区の募集定員につきましては来年度より網走南ヶ丘高校が1間口の減となります。また道立女満別高校と町立の東藻琴高校が統合いたしまして令和3年からは、町立高校として総合学科1間口ということが決まっております。さらに議員が既に言及されておりますように北海道教育委員会がこれからの高校づくりに関する指針の見直しを行いまして地域連携特例校につきましては地域における取り組みを勘案した上で、2年連続で10人未満とならなければ再編は留保しますということとなっております。これらのことを総合的に勘案いたしましても、清里高校総合支援対策事業の初期の目的は達成されたのではないかというふうに認識しているところであります。

次に、2点目の支援内容の見直しの必要性と今後の支援のあり方に対する基本的な考え方でございますが、先にも答弁いたしましたとおり、これまでの事業につきましては一定の成果を認識し目的は達成されたというふうに考えているところでございます。また議員御指摘のとおり道内、他自治体には余り例のない手厚い支援となっております。今後も継続した支援を行っていくためには町財政の負担も鑑みながら抜本的な見直しを行っていく必要もあるというふうに考えているところでございます。

見直しの際の基本的な考え方でございますが、これまでは高校存続間口対策というのを主の目的として支援を行ってきております。これからは高校で行われる教育活動の充実。特色ある魅力的な学校づくり。そして地域に根差した高校づくりといった主眼を置いた支援を行っていくべきというふうに考えております。清里高校におきましては、生徒の皆さんこれまでも神社の祭典での神輿かつぎ、じゃがいも踊りの龍の行進、そして町内各行事における吹奏楽部の演奏、ボランティアの花の駅長さん、交通安全街頭啓発、町の農産物を活用しましたレシビ開発。こういったいろいろな場面で町を盛り上げていただいております、その活躍は町民の皆さんも十分認識をされていることというふうに思っております。そのような清里高校をさらに魅力のある学校となるように町民の皆さんの理解を得ながら、新たな支援を行ってきたいというふうに思っております。

次に3点目の国際交流事業の位置づけと高校の国際理解教育の整理の必要性ということでございますけれども、町では昭和62年から外国人英語講師を招聘しまして、当初より小中高校に派遣し、英語教育・国際理解教育を推進してきております。そしてこのことがきっかけとなりましてニュージーランドモトエカ町と自治体間交流が始まり、平成2年より選抜されました小中高校生により、ニュージーランドに派遣する事業というのが始まりました。あわせて一般町民のニュージーランド研修も行ってきて開始したところでございます。その後平成4年からはモトエカ町からも訪問団が来町するようになりまして、清里町とモトエカ町の姉妹町提携、清里高校とモトエカ高校による交換留学事業、姉妹校提携、そして現在は高校生海外派遣研修事業を実施しているところでございます。一般のニュージーランド研修では現在、花と緑のまちづくりを学びまして清里のまちづくりに生かされているというところでございます。また交換留学生在が留学生として高校時代に清里に来ていた生徒が外国人英語講師助手として清里町に帰ってくる例も多くありまして、現在も清里高校に留学されていたオピさんが、外国人英語指導助手として町内の学校で活躍をされております。このようにニュージーランドモトエカ町との交流は国際交流と国際理解教育、これを合わせた中で実施をしていきたいというのが実情でありまして、その背景には事業の対象者が当時、町民であったということがあるというふうにも思います。

しかし近年、清里高校の入学者、町外の方々も多くなっているというのが実態でございます。今年におきましては半数を超える状況と言うことでございます。清里町とモトエカ町の自治体間交流という視点に立った場合、事業の対象のみならず、その意義や目的に若干齟齬が生じてきているということも認識をしているところでございます。したがって、この生徒を対象とした海外研修事業につきましては、その対象者やその目的を再度明確にした上で事業のあり方について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは私の方より、古谷議員2点目の質問事項であります、障がい児の保育福祉支援についての質問にお答えを申し上げたいと思います。1点目の乳幼児期における障害の早期発見・早期療育の現状と障害児福祉に対する町長の認識についての御質問でございます。まず障がい児の早期発見・早期療育についてでございますが、障がい児が障害を克服し、自立に向かって成長する

に当たりましては早期発見・早期療育の円滑なる移行は極めて重要な要素と私は考えている次第であります。またこれらの疑いのある乳幼児を早期に発見し、相談や専門機関に結びつけるために保健師が新生児自宅を訪れる新生児訪問事業。そして2ヶ月に1度子育て支援センターで発育状況を確認する、すくすく健康相談事業。3歳児までに定期的の実施をいたしております乳幼児健診。その他、さまざまな機会を通し、医師、保健師、栄養士、保育士などの資格専門職員が乳幼児の発達を数カ月間隔で確認をいたしておりますし、保護者からの相談により情報の提供、そして助言を行ってきている状況でございます。特に家庭では、我が子の障害や発達の遅れを認めたくない、そういう思いもありまして、早期発見、早期療育に繋げていくためには専門家に客観的に判断をしてもらい、適切な助言や指導を仰ぐと共に行政としても必要な支援や対応を講じているところでもございます。

また、これらの事業などを通じながら少しでも発達に不安が見られる場合については、3町で運営をいたしております、斜里地域子ども通園センターでの支援や北見児童相談所の巡回相談への申し込みなどを行いながら、早期発見、早期療育への円滑な移行に向けて取り組んでいるところでもございます。また障がい児の親の会であります、にし色の会に対しましては保健師などによる相談事業をあわせて実施させていただいております。また加えて、保育や教育の場における配慮が必要なお子さんへの対応に当たりましては保育所における臨時保育士の加配、さらには小学校・中学校の教育現場における教員を補佐する支援員の配置も行っているところでもございます。

障がい児福祉に対します認識でございますが、障がい児もそうでない子どもたちも社会人となり、一個人として自らの生活を自ら選択し、築いていかなければなりません。そのためには障がい児福祉の必要性と、そして障がい児の早期発見・早期支援の必要性は極めて高いものと認識をしております。

次に御質問の2点目の、認定こども園の制度設計にかかる障がい児保育と福祉の位置づけの関係でございます。子供さんの乳幼児期は、保育所、幼稚園、学校における学習や集団生活などの対人関係などにより、社会性の育ちを習得し、その後の自立や社会参加の基盤を形成する重要な時期でもございます。御質問のそうした時期における認定こども園の制度設計の中に障がい児保育と福祉、これを位置づけることへの考え方ではありますが、認定こども園も設置開設につきましては町内の学校法人と幼保一元化により、認定こども園の取り組みの必要性などについての協議を進めてきたところではありますが、諸般の事情により、今一時中断をしているという状況にあります。

幼保一元化による認定こども園の必要性については、ともに認識を共有させていただいているところではありますが、そうしたことから具体的な運営の制度設計までには至っていないのが現状でございます。しかし、今年に入りまして改めて学校法人の理事長、園長さんとお会いいたしまして、幼保一元化に対する認識を再確認させていただき、認定こども園の設置に向けた具体的な考え方を今後整理していくことで意見が一致しているところでもございます。御質問の認定こども園での障がい児保育と福祉、これの基本的な位置付けと障がい児保育やまた病児保育、病後児保育などにつきましても実態としての可能性を含めながら全体的な運営方針、方向性を十分に検討させていただきたいと、そのように思っている次第であります。

次に3点目の、就学前の障がい児保育や支援相談体制のあり方についてお答えを申し上げます。一般的に1歳6ヶ月から2歳・3歳児に伴う乳幼児の検診事業や、月齢に応じた発達を確認する3歳児検診の発達相談事業等により、発達障害のある子供や、そのリスク児を発見した場合における保育支援につきましては、保護者と子供の双方に専門的な関わりが必要となってまいります

ので、保健師による家庭訪問、そして子育て支援センターのすくすく健康相談事業等や、または斜里地区子ども支援センターの通園センターでの支援、さらには保育所における保育士の加配などにより、現在は対応している状況であります。なお、こうした障がい児及び保護者への相談支援経過につきましては、教育委員会を通じながら、小学校にも引き続き連携を図っている状況にあります。

義務教育機関での切れ目のない総合的な支援についてであります。現在は小学校・中学校において学校ごとに教育相談員、また特別支援相談員などにより、個別的に相談支援を行っておりまして、必要が生じた時点で関係機関との連携を図って相談をしている状況にもありますし、清里高校においても同様の対応となっているというふうにお聞きをいたしております。

このようにそれぞれの段階で必要に応じ連携を図っているところでありますが、障がい児への支援が切れ目なく、より充実したものになるように医療・福祉・教育などの全ての分野において、一貫した支援体制の構築が求められておりますので、専門員の配置を含めこれらの支援体制のあり方について関係方面とも十分に協議をしてみたいと思いますので御理解をいただきたいと存じます。

以上申し上げまして、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

1点目の高校支援の関係について教育長に再質問させていただきたいと存じます。今後の支援のあり方に対する基本的な考え方について再度お伺いするものでございます。高等学校については基本的には道立高校としての本来あるべき、北海道及び北海道教育委員会が担うべき役割と責任。そして町立高校としてスタートした歴史的な経緯や地域の学校として清里町と地域全体で担うべき役割責任。そしてあわせて生徒を持つ保護者自身が担うべき役割と責任。そういったものが相互に作用して持続的な形で地域の中でしっかりと高校が存続していくことが極めて望ましいというふう考えるものです。

先ほど見直しの方向性の中で教育長から今後については特色ある教育活動への支援。さらには地域に根ざした教育活動。こういったものにしっかりと重点を置きながら支援を持続的に行っていきたい。そういった見直しは1つの柱になるというご答弁をいただいたわけですが、ある意味では今までの部分、緊急性ということもあり、保護者の方々の経済的な負担軽減という、そういった側面が非常に色濃かったと受けとめている町民の方も多くいるわけであり、ただ今質問したとおり特色ある教育活動、教育の中身。そういったものに。それと地域との連携、そういったものに軸足を置く方向性として高校の支援のあり方を基本的な見直しの軸としていく。このような考え方に立たれる。そのように理解してよろしいかどうか再度教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

ただ今の再質問の答弁でございます。これまで議員御指摘のとおり、町からの支援、多くは保

護者の皆様に対する金銭的な負担軽減というのが主であったというふうに認識をしております。

今後につきましてもその考え方は残しつつも、これからは先ほどの答弁にもありました通り、生徒自身の教育活動を学校での教育に対する取り組みの内容、色んなことをこの事業を通じて高校でも取り組みをしていただいております。そういったところを実態的に町としても支援をしていきたい。そして魅力のある学校づくりという展開をすることを支援して、そのことによって生徒も確保していく。そういったところに軸足を置いた支援というところを今後は進めていきたいというふうに認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

今、教育長から答弁あった通り、特に教育委員会で言えば、教育委員さんが昨年から今年にかけて大幅に変わっているというのもあって、ぜひ今言った論点を整理しながら、あるべき高等学校の支援。地域にきちっと存続していくという形の持続性も含めながら議論を深めて提示いただきたい、このように考えます。

あわせて平成24年度から従来の中高校生の海外派遣研修事業を希望する清里高校の1年生全員を対象とした事業にシフトをしていった。このことによって進学志望の強い動機づけになってきたのは事実ではないかというふうに捉えております。教育的観点からの評価、こういった側面もあるわけですが、一方先ほど教育長から答弁あったとおり、町としての国際交流の今後のあり方と高等学校における国際理解教育をどのようにミキシングして、しっかり両立させていくかという観点もやはり必要になってくる。若干触れていいかどうか分からない部分ですが、今年度実施された全国学力学習状況調査の結果、中学生の英語の勉強が好きだと答えた中学生、回答が28.9%と30%割り、全道平均や全国平均を25%以上下回っている現実。ALTを入れながら長年やってきた海外国際交流、国際理解。その全国学力学習状況調査だけで判断する必要は全くないんですけども、やはり総体的に今後の国際理解教育と国際交流、町として教育委員会として学校現場でどのようにもう1回再構築していくのかということについてはしっかりと検討する必要があるように感じますが、その点について教育長はどのような見解を持っているかお伺いするものです。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

ただ今の町の国際交流事業、そして国際理解教育。そういった部分の支援事業と、また中学生等、小中学生含めた英語教育という部分だというふうに思いますけれども、本町におきまして先ほど議員、ご指摘がございました学力状況調査の結果ということで、そういった数字も出ているのは事実でございます。ただ、結果の点数的な部分、数字的な部分で申し上げますと、本町今年から英語がその調査対象となったわけでございますけれども、その内容につきましては、英語に関して申し上げますと、全国平均並みというところで推移をしているところでございます。

ただ、将来的に子供たちが今後必要となってくるそういった英語の力というのは当然身につけ

ていかなければならないというふうに思っておりますし、その基礎となるのはやはり小さい頃からの英語に慣れ親しんで、英語が好きだという子供たちを増やしていく必要があるというふうに思っておりますので、そういったところも今後は力を入れていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった事業の展開。さらには高校支援の中できちっと整理をしながら子供たちのそういった英語教育、国際理解教育もこれまで以上に推進していきたいというふうに考えているでございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

ぜひ高校の存続、継続的な支援を前提としながらあるべき姿というのを教育委員会の中でしっかり議論して提示いただきたいと思います。教育長に最後の質問なんですけども、今見直しの方向性や基本的な考え方について御答弁いただいた訳ですが、今後の見直し検討のスケジュールをどのように教育委員会として捉えられているのかご答弁願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

今後の見直しのスケジュールでございますけれども、これまでもその都度この論議が継続的にさせていただいてきたという経緯はございます。ただ最近、先ほど議員御指摘のとおり、教育委員さんもちょっと入れ替わりが多かったということもございますので、すでに今本年秋頃から、その委員会の中では、この事業に対するレクチャー含めまして議論はしてきているところでございますけれども、改めてそういった教育委員会での議論。それから教育委員並びに中高の校長先生で組織しております、高校支援連携会議の中で既に議論始めておりますし、今後も内容深めていって、その結果を踏まえて、また先ほどの町長の行政報告にもございました、総合教育会議の中でも町長とも若干議論もしております。そういったところを踏まえてこれから町、そして議会にも意見を伺いながら時期といたしましては令和3年度の高校での高校生募集の始まる時期、令和3年度となりますと来年の春すぎには始まるということでございますので、そこまでの間にはこの見直しの作業を完了しまして、新しい支援内容というのをPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは2点目の障がい児の保育福祉の関係について町長に再質問をさせていただきたいと存じます。障害を持つ子供たちや保護者にとって、町の施策としてやはり支援の一番の入り口になるのは、障がい児福祉計画であったり、策定作業中でしょうけれども、先ほどの前段の質問でも申し上げましたとおり、子育てのための子ども子育て支援事業計画というものが大きな柱になっ

てくるのではないか。そして就学前の子供たちを持つ保護者の皆さんにとっては、やはり専門的な機関として斜里地域子ども通園センターというのが非常に子供たちにとっても親にとっても支えになっているのが現実ではないかというふうに感じております。そういった中で、近年斜里郡3町合わせますと40名ないし50名の子供たち、そして今言ったように自閉ですとか軽度の発達障害を持つですとか、発達障害にも色々な種類があるわけですが、そういった子どもたちというのは特別な子供達ではなくして、当然厚労省の統計調査等を見ますと、潜在的なものを含めて7人もしくは8人に1人、障害者手帳を持ったりとか療育手帳を持たないにしても、それが今現実的な実態になっている。それは都市部であろうが郡部であろうが同じ。そういった中において非常にまず1点目としては、先ほどしっかりとそういったものに位置付けながらやっていきたいという形の中で、やはりどちらかという当町、良い悪いは別として現物給付や現金給付の中で子育て支援しっかりやってきたということは、事実として成果が上がっていると思いますけれども、もう1つはやっぱり環境整備、条件整備というのが欠かせない今後の児童保育・児童福祉のあり方の中で柱となるべきものというふうにも認識をしております。そういった中で特に斜里にあります、斜里地区子ども通園センターの運営体制のあり方について当町年間で約400万、今年度の予算407万5千円という形の中で、お子さんや保護者に対する相談業務や支援業務、様々な部分において、さらには3町における保育士さんや保健師さん、学校関係者との連携、児相、療育園との調整、非常に先日もお話を直接伺いしてきて、多半になってきている。そういった中では当町の子供たちの立場を考えた時に、やはりうちの町からもっと積極的にその体制整備、特に専門の指導員の充実について声を出していく必要があるのではないかと。特に当町において、それだけ専門性を持った職員を確保しようとしても現実的に今でも大変な状況だという形がある中において、果たして、今の斜里地域の子ども通園センターが、今抱えている事業量、ボリュームというものをしっかりとこなしているのではなくて、しっかりやろうとしているけども、現実的に対応できかねている。そういった状況にあるというふうにも今般実際いろいろとお話を伺う中で見てきたところでございますので、町長の立場としてその支援の充実、体制のあり方、具体的に言うと専門職、指導員の増員を含めて当町が先頭を切って財政的負担、さらにそれはある程度担っていくというような覚悟を持ちながら、声をあげていかなければなかなか清里町における現場における連携体制とか、研修体制も確保できない。このように認識するところでございますけれども、3町に絡む話でございますので、なかなか難しい側面もあろうかと思いますが、特に新年度予算の編成にこれから入るわけであって、3町における首長等のいろんな会議や連携もあろうかと思いますが、その辺の具体的な取り組みの方向性について現時点において町長自身がどのように捉えているのか。また考えていきたいというふうに思っているのかご答弁を願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの古谷議員の御質問でございます。障がい児に対する考え方ではありますが、障がい児そのものというのは、今議員おっしゃられましたように、もう今や特別な存在ではないというふうに私は考えておりますし、たまたま変な話ですけども人数が少ないから、どちらかというところという見方をされますけれども、多数派なのか少数派なのかという、そういう議論にもなってく

るのかなというふうに思っております、決して特別な存在ではないというふうに私は理解をいたしている次第であります。そうした中で斜里地区通園センターとの絡みであります、町内的には先ほど申し上げましたように、幼少期から保健師さん、そして保育所に入ると保育士さん、学校では特別支援員の配置というような中で養育を進めてきたところではありますが、最も専門的な部分でいけばやはり斜里地区通園センターにお願いしている部分が相当比重を占めているわけです。

予算的にはだいたい毎年 400 万から 500 万前後ということになりますが、これは通園センターをお願いをしている児童の数で計算をされておりますので、それらの対応についてはしっかりと行ってきているところであります。ただ委員がおっしゃられました、全体のその職員体制としての部分がしっかりと整えられているのかという部分ではありますが、これについては基本的に毎年子供さんの数が変わりますから、その都度というわけにはなかなかまいりませんけれども、今までの大体推計的なものを含めながらで体制をとっているというのが実状でございます、これに見合うだけの予算措置をしっかりとしていかなければというふうに思っておりますし、全体的な支援体制の中において必要とされる部分については、やはり3町ですから我が町だけが特出するというわけにもまいりませんけれども、3町ときっちりと連携をとっていきたいというふうに考えております。しつこいようではありますが、やはりこの斜里郡の通園センターの果たす役割というのは極めて大きいというふうに思っておりますので、その中をしっかりと充実させながら、地域でもそういう関係の連携のもとで体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

ただ今、町長が答弁いただいた通り、乳幼児期における保育福祉の重要性や斜里地域通園センターの体制の関係について、1つだけ非常に気になりますのは確かに人数というお話もありました。今の現実的に昨年度の実績でいくと、延べ人数で 1,222 名。年間にそれぐらい相談業務等を行っている状況の中において、それともう1つあるのは、その相談と指導の密度がどうしても高くなるというのは、従来その軽度の発達的な障がいに近い状態ですとか、具体的に言いますと発達の遅れですとか、言語発達の遅滞ですとか共同運動の障害だとか自閉の関係ですとか、ADHDですとか非常に子供たちが持っている、そういった状況が多様化してきた中において、より専門的にきめ細かな療育、また保護者に対して指導がなされていき、それが地域の保健師さんですとか保育士さんですとか、児相ですとか、病院ですとか学校の先生方と共有しながら、新たな学習をしながらしっかりと現場で立ち向かう人達、それにそれを支える家族、親、保護者がしっかりとした地域全体の仕組みの中で、安心して暮らしていける構築していく、その入り口が先ほど来申し上げている当町にとっては斜里地域子ども通園センターなわけであり、現在の体制ご存じの通り、専門的な職員というのは4名しか配置されていない。一般事業も並行しながら行っているという中において、やはり先ほど来、当町だけでは単独で担えないとするから3町においてそういった体制を構築している。そういった状況に対してやはりしっかりと清里町の立場で評価しながら、今言ったような相談体制、指導体制、職員体制の充実について積極的に経費的な負担だけでなく、そういった現況をきちんと課題として捉えた中、アプローチしていくのが

やはり3町のそういった施設の広域的に運営していく基本にあるのではないかと。再度その辺の今後の運営の体制の充実について清里町としてのスタンスについて御答弁願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの関係であります、障害の内容も極めて多様化してきているということ。昔はひと抱えて障がい児、発達障害というような扱いをしておりましたが、今分類されておりますから、かなりきめ細かい対応が必要と。そしてまた、それに対する専門員の配置ということも必要になってくるんだろうというふうに思っておりますが、その全てを我が町、1行政体で準備をするというのは極めて困難であるというふうに認識をしております、そのためにも3町でのこの地域通園センターをお願いをしながら3町まとめて処理をさせていただいているような状況にあります。

それで今ご質問いただいた職員体制。専門職からの関係でありますけれども今現在の相談員を斜里地区通園センターにおいても5名の体制をとって、さらにその中に代替の指導員も用意されているということでもありますから、その人数の関係によってやはり代替と連携をとりながら今進めているところでございます。先だって副町長会議の中でもやはり将来的な体制についての協議も行われてきているわけでありまして、全体的なそういう多様性に向けた対策のあり方。今後十分に検討していかなければならないというふうに認識をしているところでありまして、先ほども言いました3町での運営になっておりますから、ある程度3町間での連携をしっかりとした中での対応ということにもなってこようかと思いますが、清里町からもそういう認識のもとにしっかりとした連携がとれるように今後十分に相談をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

町長からご答弁あったとおり、受け身ではなくしてやはり積極的な立場で当町も今後のあり方、運営について財政的負担も含めた中で積極的な取り組みを行っていただきたい。このように考えます。

次に町長も御存じのことと思いますが、今から2年前、平成29年の12月に文部科学省と厚生労働省が共同で障害のある子どもたちへの切れ目のない総合支援を目指してトライアングルプロジェクトを立ち上げています。このプロジェクトでは家庭・教育・福祉の連携と情報共有システムを構築して保護者への支援を強化していくことが1つの大きな柱になっています。地域で包括的に教育・保育・地域生活を構築し、さらに5年先・10年先を見据えて、子供たちの保育・教育を行うとともに保護者の支援についても5年先・10年先を見据えて行う。こうした中で現実的な問題として子供の成長とともに親も年をとっていくわけで、課題となっていくのが就労支援の課題です。特別支援学校や特別養護学校を卒業・卒園するとか軽度の障害を持ちつつも普通に地元の高校や近場の高校へ行って、その後就労していく。そういった18歳を超えた子供たちに対する具体的な地域における就労支援。こういったものが当町においてなされているのかどうな

のか、まず。そしてなされていないとすれば今後先ほど申しました、前段での様々な計画を現在も策定中であつたり、来年以降も策定する。そういった中にしっかりと就労支援という考え方を織り込んだ中で、地域に暮らすことの安心・安全。そういったものを確保していくという方向性。こういったものが検討されるべき課題というふうに、町長どう認識されているのか。特に近隣町村の現況を見ると就労支援のA型事務所ですとか雇用計画をとまなう分、就労支援のB型事務所、そういったものが近隣の斜里郡3町においても地域の方々にそれを社会福祉団体ですとか、一般団体がしっかりと支えていっている部分があります。

しかし、当町においては、そういったものはなかなか現時点では見えてきていない。さらに就労支援センターそのものの存在が現在清里町にはない。私の認識では斜里は違った形の中で小清水町においても今年から社会福祉協議会の中にしっかりと就労支援センターを設ける中、一般的な就労支援、それから障害者支援、こういったものを明確に地域の中できちんと受け入れて持続的に支えていくというふうにもう既に取り組んでいる。そういった現況をとらえた時に今後当町としてあるべき姿というのは、どのように考えておられるのか。現況と今後の取り組みについて町長の見解をお伺いするものです。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの障がい児に対する就業支援の関係でございます。清里町における現状といたしましては、中学校または高校での対応を行っていただいているというような状況でありますし、またそれを超えた部分においては職業安定所での障がい児の対応の支援をお願いしているというような現実でありまして、清里町内の行政の中に直接窓口を置いて、就労支援をしている状況にはないということでもあります。ただ現状の中で障害福祉法、または発達障害者の支援法というものが新たに制定されてきておりまして、それらの中でも就労支援についての考え方が打ち出されてきております。行政としてもその部分については、一定の取り組みを求められるという中において、今後の中で検討させていただく事項として整理をしていきたいというふうに考えておりまして先ほどのご質問の中では隣町にも、もう就労支援センターが今年から発足して、一般それから障害の部分を含めて、きめ細かな対応をしておりますよというような御質問であります。そこら辺の実態もよく調査をさせていただきながら我が町としても可能なものについてはしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

小さな町ですから全てを町が抱えながら、これは現実的に不可能とは十分承知しているところでございますけれども、ただやっぱり必要なものは何なのかとか、広域的に連携してやって行くもの、それぞれ専門的機関と連携してやっていくものという形を組み合わせただ中において、やはり逆に言えば小さな町だからこそできる、きめ細かな対応というものが生まれてくるのであって、

先ほど前段で教育長に質問したとおり、高等学校支援については非常にきめ細かく手厚い支援。一方ではやはりどういうふうに見ても、やはり今後の課題の中で非常にまだまだ取り組みが浅い。今後の課題となっているもの。こういったものが一方であるという現実の課題を見据えた中で今後の事業施策の構築、特に今来年度以降の新年度予算を構築、編成していくわけですから、さらには総合計画を10カ年のマスタープランをつくるわけですから。そういった今までになかった視点。またはやろうとしても取り組めなかった現状の中において、新たに生まれて来た課題というものをしっかりと見据えていく。その1つがやっぱり障がい児の保育や福祉に対する持続的な取り組みではないか。このように認識するものです。

あわせてお伺いしたいと思いますけれども、保育現場における適正な人員配置という形の中で、特に3町の通園センターや児相ですとか小学校との連携となってきた場合に乳幼児期において1番専門的な分野についてはそちらでしようが、日常的なものについては保育や幼児教育の現場の体制。特に町の立場で言えば、保育所におけるそういった保育士ですとか、専門職員の配置がはたして十分になされているのか。最初の答弁の中で、加配という言葉を使われましたが、それは一般的な定数入園・入所時に対する数の話であって、全体的な状況や指導や相談業務を行って行く形も含めた部分で、加配という発想で今後いいのかどうなのか。具体的に申し上げますと、これも町長も御存じだと思いますが平成30年度から地方交付税の基準財政需要額の算定が大きく障がい児福祉は変わっているはず。障がい児。具体的に言うと国の交付税のその分については倍額になっているはず。400億から800億。そして現場に保育所に入所している子供たちの中において、障害を持った、またそういった特別な支援をする子供たちの実数に応じて、基準財政需要額が算定されてきている。それは一連の今の流れだったと思うんです。そういった国の方の新たな先ほど言いました、トライアングルのプロジェクトや新しい地方交付税の基準財政需要額をどのように、今、地域課題として支援していくかという大きな流れを捉えていった時にやはり先ほど言った通り、小さな自治体だからこそ大変だけでもここは今、しっかりやっておかなければならないという、そういったところにやはり重点的に予算を配分したり、切れ目のない支援を行っていく。さらに専門性を持たなくていいけれども、専門的に近い今ある課題を解決するための研修をしていく場を確保するための人員の配置だとか。そういったものがなされていないと、日常業務だけこれで手いっぱいですよという形の中で保育所の先生方にしても学童保育の先生方にしても、色んな部分の先生方そこまで勉強したりとか直接的にきめ細かく対応する余裕がないというのは事実ではないのかなと感じるところです。

当然なかなか保育所を含めて専門職、保健師さんもそうでしょうし、栄養士さんもそうでしょうし、色んな部分で専門職の確保というのは非常に人員的に難しい状況にあらうかと思いますが、やはり町長がおっしゃっている通り、2期目・3期目子育て支援をしっかりと町の核にしていくんだ、人口減少の歯止めをかけるんだという時にしっかりとそういった障害を持った障害のある子供たちや、その子どもたちも安心してこの地域に暮らし、さらには地域に戻ってきてそこで地域と一緒に生活できる環境を作っていくっていう、そういった1つの柱を今立てておく必要がある。外からの人の呼び込みも大切なことですが、今言っている地元で生まれて地元で育ていく子供たちに対して、きめ細かにしっかりと切れ目のない支援を親に対しても行っていく。そういったことが具体的に目に見えて感じ取れるような環境・条件を作っていくことが、非常に今当町にとって重要な課題になっているのではないかと感じますが、町長の見解をお伺いするものでございます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今の小さな町だからこそできる、そういう子育て支援というのがあるのではないかという御質問であります。まさにその通りだと言いますし、私は障がい児だから、またそれでないからという分け隔ては一切なく、同じ環境の中で同じく成長していただきたい。将来、この清里町を担っていただきたいという思いで全ての施策を展開をしていきたいというふうに考えておりました、特別な配慮とかそういう部分ではなくて、やはり同じ仲間内としてやれるうちが一番いいのではないだろうかというふうに思っております。

ただ現実問題としての体制のことからいけばやはり人材の確保を含めて小さくてやはり無理だという部分もありますから、そういう部分については斜里郡3町での通園センターとか、そういう機関を活用させていただきながら障がいもそうでない子どもたちも健やかに成長できる環境づくりのために、今後とも努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○2番（古谷一夫君）

これで最後です。町長の思いは十分理解しました。ただこれ、こういう言い方をしたら失礼ですけれども、福祉の問題とか障がい児に対する支援の問題というのは、思いだけでは具体的な形にならないのが事実なんです。やはりそういったできること、できないこと当然あるわけでしょう。ただ、現実として特別な支援を必要とする子どもたちがいる現実の中において、特別な支援をしていくことについてはこれは普通のことなんです。そちらが普通のことなんです。分け隔て区分するだとか、分類するだとかそういう話ではなくしてそれは生涯にわたって30歳になろうが40歳になろうが子供たち、そういった最初からスタートがそういったものを持ったとしたら、そういったものがしっかりと地域の中で生活をしていける能力を身につけたり、いろんな部分で新しいそういった個性として生かしていったり、様々な部分で、それは特別な支援を持続的に継続的に切れ目なくやっていく。それが本来の地域のあり方であって、それを支える仕組みの核となるのがやっぱり行政の役割で。ただ行政が全部抱えるとかそういった話ではなくして、その中で地域の力・親の力・学校の力、色んなものを組み合わせ生かしていく。そういった地域社会が本来的に安心安全で子ども達、子育ての安心感を保護者も含めて人口減少に歯止めがかかっていく1つの入り口、このように考えております。

今後、予算編成の時期や先ほど申し上げた通り、総合計画、さまざまな子育て支援、福祉の計画、今後作成していくというふうに考えておりますので、そういった中でさらに中身については議論をさせていただきたいと思いますが、しっかり取り組んでいただくことを期待して私の質問を終えたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今の御質問の趣旨を十分にとらえながら、具体的な支援のあり方等についても関係の部局

とも十分連携を図りながら新年度予算で予算配置の必要なものについては措置をしてまいりたいというふうに考えておりますし、また現在進めております、子ども子育て支援事業計画、さらには障がい児福祉計画、この計画が5年と3年の計画になっておりまして、特に障がい福祉計画、障がい児計画の方については今年度末が計画終了期間となっておりますから、新たな計画に向けて、ただいまの質問等を十分に踏まえた中において、どういう姿がいいのか、あるべき姿を検討させていただく中で反映できるものは計画の中にしっかりと反映をしていきたいというふうに考えているところであります。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

これで、古谷一夫君の質問を終わります。ここで、11時5分まで休憩といたします。

休憩	午前 10 時 50 分
再開	午前 11 時 05 分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

今回、私は清里町においての予防医療の在り方、つまりは病気を未然に防ぐこと、病気を早期に発見し早期に治療することにより、健康寿命を延ばし、その結果、医療費、介護費の削減にも繋がる予防医療についてどのように取り組んでいくかを質問したいと思っております。今年春、網走脳神経外科リハビリテーション病院が脳卒中などの急性期の患者の受け入れと緊急手術を停止したことに大きな衝撃が走りました。平成3年の開院以来、数多くの町民の命を救い、後遺症も軽減していただけたに、1分1秒を争う現場で網走ではなく北見市までの緊急搬送は大きなハンディでした。この度、年明けからの網走厚生病院での脳神経外科の開設に非常にほっとしましたし、早期の開設に向けて対応していただいた網走厚生病院、医師派遣の禎心会、1市4町の首長をはじめ関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、今回のことが表わすとおり田舎に住む私たちにとって、医療過疎地の抱える問題、そして危うさが浮き彫りになりました。加えて、今年9月、厚生労働省から病院の再編リストも公表され、ますます不安が大きくなるばかりです。医療過疎地に住む私たちは大きな病気になる前に、その兆候を検診などで早期に発見すること病気にならないように、体を管理することがこれまで以上に求められると思っております。今、日本全体においても超高齢社会に突入し、医療・福祉などの問題に対応することが喫緊の課題となっております。医療費、介護費も増加を続けています。人生100年時代を迎える中、いかに健康なまま長生きすることが、医療費、介護費などの経済的負担を抑えることにも繋がります。清里町においても町民が健康でこの町に長く住んでもらうために、力を入れて取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っておりますが、町としての考え方を伺いたいと思っております。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今いただきました堀川議員からの予防医療についてでございます。ご質問の健康寿命を延ばし医療、介護費の削減にもつながる予防医療・介護への取り組みの件でございますが、病院に行かなくても良い健康な体づくりをすることは身体的負担、そして経済的負担も抑えることができると、このように私も認識している次第でございます。そのためには早期発見、早期治療に繋がるがん検診、また特定健康診査、脳ドック検診などの各種の健診、そして特定保健指導と中心した動機づけの中から予防活動の展開を図ることはもとより、病気にならないための事業が必要になってきているところであります。

町では生活習慣病を予防するために生活習慣の改善を行う事業といたしまして生涯学習課と保健福祉課の連携のもとで、おおむね 18 歳から 60 歳までの方を対象とした有酸素運動やストレッチなどの軽い運動と栄養指導などを行うさわやか健康講座。また加齢による歩行運動の低下を予防するまた転倒防止という趣旨の中で 60 歳以上を対象とした水中運動や簡易エアロビクスなどの個別のレベルに合わせて実施をいたします。いきいき健康セミナー、また健康で生き生きと暮らすためにさまざまな活動を自主的に行っております健康づくりサークル、こういうサークルもありまして、そうしたところへの支援活動も同時に行っているところであります。

さらに介護予防としても地域包括支援センターに委託して実施をされております。ふまねっと運動も転倒防止を図るための活動になっているものと思っております。こうした考え方の普及、さらに各種検診、予防活動として各自治会や老人クラブ、地域に保健師や栄養士を配置しながら出前講座による啓発を行っているところでもございます。これらの事業につきましては、第 5 次清里町総合計画の中に重点プロジェクト事業として位置づけております。健康づくり総合対策事業及び清里町の健康づくり計画の中心的な事業でもありますので、今後ともこれらの事業の推進と自治会、地域、事業所、サークルなどとも連携した健康づくり活動を、支援協力していく所存でございますので、全体としてのご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

堀川哲夫君。

○4 番（堀川哲男君）

ただいま町長から各種検診などの推進、そして生活習慣病を予防するための様々な事業について説明をいただきました。また第 5 次の総合計画においても、重点プロジェクトとして位置づけられているとのことですので、今後もしっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。実は 3 年前になりますが、健康寿命を延ばす取り組みについて一般質問をさせていただきました。当時、清里町の健康寿命は男性が 64.7 歳、女性が 66.5 歳で全国平均と比べると、男性が約 6 歳女性では 7 歳以上の全国平均よりも低いというようなデータがありました。先ほど説明されました様々な事業が行われている中で、清里町の健康寿命は改善されたのかどうか。そのことについて、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

清里町の健康寿命の関係であります。委員御説明のとおり男性については前回の調査で64.7歳、女性が66.5歳ございました。直近の数字からいくと男性が65.7歳、そして女性が66.4歳と、こういうふうになっておりますので男性が1ポイント増加をしております。ただ、女性については0.1ポイントですけれども減少ということでありまして、必ずしも延びたと単純にはいかなぬ数字なのかなというふうには思っているところでございます。

ただ、この健康寿命の定義の関係なんですけれども、調査機関によって、定義の仕方が若干ずつ違うということもありますから、一概にその機関の調査の数字だけを見て、云々ということにはちょっとならないのかなというふうには思っておりますけれども、公表された今までの数字の中においては、現在申し上げたような推移をいたしているという状況にありますので、ご理解をいただければというふうには思っております。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

健康寿命の全国平均との比較はデータのとり方ですとか、定義の改定によって単純に比較できなくなったということは理解しましたけれども、データのとり方で最近是要介護2以上を不健康、要介護1以下を健康というようなデータの取り方もあるようではありますけれども、それで言いますと、男性が全国平均とほぼ同等、女性が全国平均に比べると0.6歳低いというような結果になるようです。清里町だけの健康寿命に目を向けると先ほど言われた通り、男性が1ポイントの増、1歳の増、女性が0.1ポイントの減ということで各種事業の効果によって、男女合わせておおよそですが、1歳の健康寿命を延ばすことができたというような報告をいただきました。この健康寿命を延ばすということは寿命の話ですから短期的に解決する問題ではなく、長期的に継続していかなければならないものと考えます。健康寿命を延ばすために良いメニューを清里町は実施されているので、今後いかに沢山の方に参加してもらうか、町としての取り組みが大変重要になってくるので、しっかりとした継続をお願いしたいと思います。

さて、予防医療で一番重要になってくるのが、病気の早期発見であり、その兆候をいち早く知る方法は、定期的な検診、そのように思われます。これら健診結果をもとに実施する国保の方々の特定健康診査。これは平成30年度ですが、町のうちの場合で290名ということでそのうち特定保健指導に繋がった方は、積極的支援で対象者が18名、動機づけ支援者が24名、このように伺っております。この特定健診実施数290名には、農協などの巡回健診を受けて個人が町に結果を提出してくれた、みなし検診者というものがおりまして、全体で49名含まれているということです。この290名という数字は決して多いとは言えません。特定健康診査数を上げること、そして個人のデータの提出によるみなし健診の人数が上がれば、指導の実施者数も上がって生活習慣病を抑え、医療費削減にも繋がります。そのためには、農協やその他の事業所との連携、さらなる啓蒙活動が必要と考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問でありまして、健康寿命を延ばすための対策として、基本的には様々な事業展開をさせていただいているところではありますが、これらの事業を長期的に継続的に実施をする、そういう中で初めて成果が出てくる事業だろうというふうに理解をするところでありまして、さらにより良い事業があれば取り入れ、各関係機関団体とも連携を図りながら積極的にこれらの事業の継続的事業の推進に努めていきたいというふうに考えている次第であります。

また、疾病の早期発見により早期治療、こういうためにも検診業務というのは極めて重要な事業というふうに理解をするところでございます。

先ほど議員の方からもありましたように、特に特定健康診査の関係においては、相当数の方が受診をさせていただいているところではありますが、この関係においても町で実施をしている部分と、それから各企業や団体が実施している部分というのはあります。一面、個人情報にも繋がってくるというようなことで、直接的なみなし検診部分については、案内できないわけでありまして、でもやはり町の保健福祉の方にそれらの検診データをいただくことによって、保健師さんの指導だとか相談にに応じていくことができるというようなことにもなっておりますので、関係の皆さんとも十分に連携をとり、また関係機関の皆さん、団体の皆さんとも調整をする中で一定程度の受診の経過というのを町の方にもご提出をいただければなというふうに考えているところがあります。今までもそれぞれの関係の団体には町を通じながらその提出についてもお願いをしてきたところではありますが、より一層積極的な対応をいただくようにさらに督励を進めていきたいと考えているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

農協などや町から働きかけがされているところですが、定期的な健診そして特定健康診査の実施者を増やすためにですね。保健福祉課、そして町民課とも連携しながら引き続きしっかりとお願いしたいと思います。次に、医療だけでなく介護にも関係する認知症予防について質問させていただきたいと思います。先月ですけども、所管事務調査で上砂川町を視察してきました。上砂川町ですが、人口は2,900人、高齢化率は50%、全道でも3番目に高齢化が高いという話を伺っています。この上砂川町での取り組みは大変参考になりました。福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、この3団体が、三位一体でしっかりと協力体制を築き、ケアサポーターの養成を行っております。今年も6回のケアサポーター養成講座、これを全く堅苦しくない状態で行われて楽しんで行われておりまして、現在は80名を超えるサポーターが、認知症予防などのボランティア活動をしているということでもあります。事業内容としては、筋トレ、口腔機能向上、フレイル予防のための100歳体操、月1回の認知症カフェも順調に推移しており、他地域に2号店3号店が出来ております。また、多世代交流を広げるサロン活動など、住民が住民を支える活動、それがそれぞれ楽しみながら行われていました。清里町においても非常に学ぶところが多いなと感じました。認知症予防について清里町の取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの認知症予防に係る清里町の状況であります。上砂川町においては今御案内をいただきましたように福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会この3団体が、三位一体となった中で、住民との連携のもとにこれらの対応を行っているという視察の状況等をお聞かせいただいたわけではありますが、清里町においてもこの認知症予防にかかる対応につきましては、社会福祉協議会が運営をいただいております地域包括支援センターそして町の保健福祉課、さらには社会福祉協議会そのものも含めた中で、同じように三位一体の形で運営をしているという状況でございます。

また、どのような事業を展開しているのかということになりますと、高齢者の介護認定、またサービス利用状況の把握、これはもう当然業務としての役割であります。電話や窓口での相談、地域ネットワークの構築による地域ケア会議、またケース連絡会議、さらにはお互いさまの支え合い会議という会議もございますし、地域へ訪問員による訪問サービス事業そして民生児童委員との情報交換、介護支援事業所と連携をいたしました、個別ケア会議というような状況の中で認知症高齢者の実態把握と支援相談体制を整えているところでございます。

予防事業につきましては、先ほどの予防事業と同じようなことであります。ふまねっと運動、これは特にやはり足腰が弱くなるとどうしても寝たきりにということもありますので、そういう予防を重ねながら進めてきているということでもあります。こういう事業についても、サポーターを養成する中でかなりの程度の事業を実施させていただいております。寝たきり、または認知症予防という事業にも繋がっているものと理解をしているところでございます。上砂川の方では100歳運動とか、そういう運動を取り入れているようでありますが、この100歳運動の体操の部分と、ふまねっと運動とほぼ同じような内容であります。清里町においては、このふまねっと運動を中心にしながら事業を行っているわけでもありますし、また認知症の対応の1つのネットワークといたしまして、認知症の方がいなくなれるという場合がたまにある訳であります。高齢者SOSネットワークという事業も取り組んでございます。町内の78の事業者が、このネットワークに加入をさせていただいております。またそのネットワークをお願いをする現在、7名の方が登録されていると、そんな状況の中で推移をしている状況でございます。いずれにしても、これらの対応は一定数の専門職が必要になってまいりますので、これらの関係についても、やはりきちとした配置、また今後の採用についても十分検討していかなきゃならない事項がまだまだあるのかなというふうに理解をしているところでございます。

特に、認知症の関係については集中支援推進事業というのを実施しております。認知症サポート医であります清里クリニックの宮下医師とまた介護保険サービスの関係に結びついていない認知症についてもしっかり対応している状況にありますので、今後もこれらの対応を含めて連携をとってまいりたいというふうに考えております。それと、ついこの間も実施をさせていただきましたが清里町オレンジカフェ事業を実施いたしました。これはきよ〜で実施をいたしたわけですが、地域の方々に認知症についての正しい認識、理解をしてもらうこれを目的に実施をさせていただいたものでありますので、こういうような事業を通じながらも保護者の方々、また家族の方々、地域の方々に対しても普及活動を展開してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。以上、申し上げ答弁といたします。

○議長（田中誠君）
堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

清里町における認知症予防への各種事業について理解しました。認知症の方をサポートする体制も社会福祉協議会を中心に清里クリニックとも情報交換がされているということですし、ふまねっと運動も以前、見学させてもらいましたが、脳を活性化しながらの身体の機能向上につながる非常によい運動だと思えますし、先月から始められた清里オレンジカフェもとてもよい取り組みだと思えますので、たくさんの参加を期待したいと思えます。先ほどお話しした上砂川町での高齢者対策に学ぶところが多いと感じたわけですが、一番強く感じたのは人材の育成がしっかりされている、この点でした。行政職員はもちろん保健師そして社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが協力し合いながら、楽しく町民を巻き込みながらケアサポーターを要請していく。やはりマンパワーは重要だになってこのように感じました。清里町においても町民の福祉向上には保健師そして栄養士の役割は大変重要だと思えますが、現在の人的配置数は足りているのか。この点について、伺いたいと思えます。

○議長（田中誠君）
町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それぞれの事業に対する人的配置の関係であります。現在、町の関係でいきますと、保育士、栄養士につきましては、保健師が正職で3名、それから臨時職員で1名、それから育児休業中の方が1名おりますが、実質、今活動いただいているのは先ほど申し上げました3名の方と臨職1名の方であります。ただ育児休業についてはもう間もなく開けてくるかなというふうに思っておりますので、そうすると5人体制での事業展開ができるのではないかなというふうに思っているところであります。また、栄養士につきましては臨時職員で1名配置をされているところでございます。この中で、今清里町の全体の保健福祉事業を展開をさせていただいているという状況にあるわけであります。

ただ、現行においては高齢化が進んでおります。様々な事業展開が国の方からも求められてきているという部分もありまして、町としても実施をして行く事業が徐々に増えてきているという実情もありますので、今後の対応について、人的配置を含めて十分に検討させていただきたいというふうに思います。またそれ以外のそれぞれの事業所や事業の関係でサポーターだとかコーディネーターとしての役割の人材も必要となってございます。この項についても、いろんな養成講座、研修そういうものを通しながら、人材の育成に図っているところでございまして、それぞれの事業の展開の中で不足をきたさないように、これらの対応についてもしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）
堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

ただいまサポーターも養成しながらというお話もされましたが、やはりこういう専門的なものになりますので資格職の配置も非常に大事になってくる、そんなふうに思います。町民の健康を守るうえで保健師、栄養士は大変重要な役割で町民の福祉の向上には必要不可欠な人材であります。加えてになります。歯科衛生士、近年歯周病などによって歯を失う人が増えており、高齢者にとって自分の歯を持って咀嚼することは、認知症の予防はもとより、健康長寿への1番のお薬とも言われています。今後ですけれども、乳児、幼児そして妊産婦等の口腔ケア指導も重要になってくると思います。また将来のさらなる高齢化社会を考えると、理学療法士、作業療法士の配置も将来的には検討すべきものになってくるのかなとそうのように考えます。各種事業に合わせたこれらの資格職・専門職の採用、職員配置をねらうところではありますが、この点について再度町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの資格職の配置の関係ではありますが、資格職の関係については、なかなか採用そのものも厳しく人手不足という部分もございました。一概にいつからというようなことはなかなかないのかなというふうに思っております。いずれにしても、そういうことを踏まえながらも、福祉分野における資格職の配置、また確保というのは極めて重要な位置づけになるのではないのかなというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたように、国の方からいろいろな施策の中において、専門職の配置を必要な業務が数多く提案をされてきております。当然町の方もそれだからということだけでなく、町は町としての対応の中でしっかりとした保健医療体制を構築しなければならないというふうに考えているところではありますが、ただ町自体で規模から見て町単独で配置するのがいいのか、また各近隣の町村との連携のもとでやるのか、また管内的な部分での配置がどうなのかとそういう対処方法を検討していく課題がたくさんあるのではないだろうかというふうに思っております。そういう部分を十分全体に見据えた中で、住民サービスが低下することなく、そしてまた、一部の職員にだけ負担がかかることのないように全体調整をしながらそれらの関係について十分に検討させていただきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

ぜひ今後の長期的展望に立った中で、各種事業に合わせた資格職、専門職の採用と配置をお願いしたいと思います。ここまで、主に高齢者に対する予防医療について質問させていただきましたが、子どもたちの健康について心配なことがあります。一昔前に比べて子供たちの視力低下が進んでいると感じます。今では小学生の約3割が視力の1.0未満その数は増えており、中学生は5割、高校生においては6割が1.0未満との調査結果があり、子供たちの視力低下は深刻な社会問題と言えます。さらに悪化すると強度近視になり、そうすると失明の危険も懸念されるどころ

で主にこの原因はスマホですとか、ゲームですとかパソコンなどの使い過ぎ、生活習慣からくるものが多いと思います。学校生活だけでなく、家庭そして地域として取り組まなければならない問題とも思います。子供の近視の増加はお隣の国、台湾では問題となっており、1日2時間、太陽の下で陽光を浴びると、近視改善に効果があるということから外での体育授業や理科の観察などを取り入れた結果、7年間で視力0.8未満の子供が5%以上減った、改善が見られたという話もあります。子供たちの視力低下を防ぐためスマホ、ゲーム等の使い方指導、そして学校での活動の中でも改善すべき点があれば取り組んでいかなければならないと思いますが、考え方取り組み状況についてお聞かせ願います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

子供たちの視力の関係でございますが、子供の視力については、概ね6歳ぐらいまでに大体いい大人並みの視力になると、そういうふうに使われております。ただし、この間に弱視、近視だとかそういうふうになっていく子供さんもおられますので、町においては早期発見、早期治療に繋げるということで3歳児健診のときに、親御さんの方に4枚の簡単な絵をお渡ししてその絵を子供さんに見せて家庭でまずそういう兆候がないかどうかを調べていただく。それと普段の生活の中で物を見る時の仕草というか動作、そういうものを親御さんに確認をしてもらい、その結果を相談させていただいているという状況でございます。そういう中で昨年は26名の方に対して行った結果、その中で1名が、やはり専門医の検診が必要というふうになって対応したそういう事例もございますので、引き続きそういう対応をしていきたいというふうに考えております。また学校の中での取り組みについては、失礼であります但し教育長より答弁をさせたいと思っておりますが、ご理解いただけますか。よろしく願いいたします。

○議長（田中誠君）

教育長。

○教育長（岸本幸雄君）

それでは私の方から各学校でのゲーム、スマホ教育ですとか視力改善に向けたというような取り組みについて答弁をさせていただきます。子供たちの視力の状況につきましては清里町におきましても全国平均並みということでありますけども、年々低下の傾向にあるというのが実態でございます。こういったことから各学校では児童生徒の視力の低下防止を含めまして家庭における規則正しい生活習慣の確立のための指導等を行ってきているところでございます。

そういったゲーム、スマホという観点から、北海道教育委員会におきましても道産子アウトメディアプロジェクトということで毎月第1、第3日曜日をノーゲームデーというふうに設定をしまして全道教育委員会に呼びかけを行っております。また本町ではそれに加えて、町の中で独自に取り組みとしまして、子供たちが家庭でゲームですとか携帯電話、スマートフォンなどを使用する時間を、小学生については午後8時まで、中学生は午後10時までとすることで取り決めし、さらにいかに長時間続けて使用するというのを避けるために、1回使う時は1時間までですよというようなことを取り決めをしまして、日常学校における指導、または保護者、家庭に対

して学校だより等で、その指導周知をしているところでございます。

また実際的にその視力の低下を防ぐというためにはやはり習慣としまして学校でも注意している点は子供たちを見て前髪が目にかかっていないかとか、本やノートを見るとき姿勢できちっと30センチ以上離すととか、家で暗いところで勉強するような場合、手元だけじゃなくて部屋全体明るくする。そして時々近くばかり見ないで遠くを見て目を休めるというようなこと。眼鏡をかけているお子さんもいらっしゃいますので、そういった眼鏡をかけている子にはきちっと汚れがないようにとかそういった留意事項を学校から保健だよりを通じて、各家庭にもお知らせをしているところでございます。学校生活の中でもこういった指導をしておりますし、特に視力の低い子などに注意をして、教室では席の配置に配慮をしたりとか、そういったこともしておりますけれども、やはり子どもの視力をはじめとしまして健康管理全般につきましては、まずは家庭で責任を持って行っていただくというのが第一というふうに考えております。そういった面で今後とも学校としても保護者や家庭と連携しながらそういった指導啓発をしてみたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

スマホですとかゲームの使い方の指導という話もありましたけども、ノーゲームデーを設置したりですとか時間が制限をしたりとかとなりますが、やっぱり家庭での指導ということが大事になってくると思います。子供たちの視力低下の問題は、学校生活はもとより家庭での生活習慣が大きな原因とも考えられますので私たち大人が家庭、地域でもしっかりと責任を持って対応していかなければならない、このような問題だと思います。

それでは最後の質問になりますが、今インフルエンザが猛威を振るっています。例年よりも流行が早く警報も今月初めから出ており、幼稚園、小学校、中学校において学級閉鎖となっています。こうした中、清里町ではインフルエンザの予防接種について高校生までの無償化と高齢者の自己負担額1,000円といった接種扶助が実施され特別な場合を除き、主に清里クリニックで接種がなされています。しかしながら年末に向けて大流行の兆しがある中、インフルエンザの予防接種がスムーズに進んでいません。清里クリニックでの予約は1ヶ月先、場合によっては2ヶ月先になっているようで、やむを得ず町外で接種する人も数多くいます。その場合は自己負担が生じてしまいます。病院側も診察時間ですとか診療体制、看護師などの人手の問題があり、大変なようですが、やはり町民目線に立つと予防接種なので受けてたいタイミングで受けることができる体制、そして自己負担に不公平が生じない体制にしなければならないと思います。特に今年のような早い時期からの大流行は緊急的な対策も必要かと思いますが、いかがでしょうか。例えば町外の医療機関でも接種ができ、それを扶助する体制づくりを行うことはできないか。まずお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御案内のようにインフルエンザ猛威を振るっております。清里小学校が3年生まで学級閉鎖と
いうことでもありますし、先週は中学生が学級閉鎖を行ったというような状況であります。急激に
流行が進んでいるというふうに理解をしております。現在、清里クリニックにおけるイ
ンフルエンザの予防接種の動向であります。予防接種枠というのを別に設けて既に予防接種の
カレンダー配布をされているというようなことですが、これについて議員からのご指摘
のように予約をしてから接種までに時間がかかるというように、保健福祉の方からも連絡を
受けたところでございます。このまま放置しておくわけにはというようなことで、直接課の方
からクリニックに対してこれらの予防接種枠、または手法について検討して欲しいと申し入れを行
ったところであります。この結果、先日クリニックより予防接種枠を拡大して実施するとい
うことのご案内をいただきましたので、それに基づきまして今月の15日発行の、広報きよさとの
お知らせ版によって、住民周知をしていきたいというふうに考えているところでございま
す。毎日毎日の予防接種枠の拡大がありますから、今までよりはかなりスムーズな予防接種の事業が展開
できるのではないだろうかというふうに期待をしているところでございます。また指摘の予防接
種に対する支援の関係でありますけれども、現在は、御案内のように清里クリニックそれ以外の
入院をされている方とか子供さんの関係については別枠での対応もいたしておりますが、通常
枠については、清里のクリニックを中心に支援策を行っているわけでありまして。そうした
ことから申し入れの結果、予防接種枠も拡大をしながらということに取り組んでいただく
ことに相なったわけでございますし、また今シーズンについては既にもう予防接種の
関係の予約は受け入れが終わっているところでもございますので、接種の関係については
このまま今年度枠として実施をさせていただきたいというふうに考えております。

それで清里クリニックに予防接種枠の町の方から申し入れをした段階において、本年度の
対応についてもお話をさせていただいております。改善枠を何点か町の方からも提案し鋭意
それに対するクリニックの考え方についてもお聞きをしながら進めていきたいというこ
とで町の方で要請をしている改善枠、そういうものをしっかりと御理解をいただいた中
においてはやはりこの予防接種の事業というの大きな経営の中に組み込まれる事業
でありますので、清里クリニックを中心にしながらやっていきたい。ただそういう中
で順当な予防接種の支援が行えない可能性が出てくるとなれば、基本的に病院の
経営のためにやっているわけではなくて、あくまでも子供たちや高齢者の皆さん
の予防接種、健康づくりのためにやっている事業でもございますので制度の趣旨
をしっかりと踏まえながら、検討を加えていきたいというふうに考えているところ
でありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

ただいま清里クリニックでのインフルエンザ予防接種枠を15日から拡大してもらえ
るということですが、とりあえずは一安心しましたが、それによって予防接種が
受けたい人がスムーズに受けられるように願うところであります。

また、町外接種の件でも先ほど町長言われましたが、既にさまざまな事情で
やむを得ず町外の病院で自己負担をしながら予防接種された方がもう既に
数多くいます。このような緊急時ですからぜひもう一度検討していただ
きたい、そのように思います。次年度に向けても町民の大切な生

命そして健康を守るための制度ですから抜け目のないしっかりとした制度設計をお願いしたいなとそのように思います。今回、私は予防医療について質問させていただきました。1次予防は食生活など生活習慣を改善し、適度な運動、予防接種を受けるなどして病気を未然に防ぐこと。2次予防は定期健診や検査などで早期に病気を発見することにより病気の早期治療に取り組むこと。3次予防は病気になっても適切な治療などにより病気の悪化防止に努めたり、リハビリテーションにより病気の回復、再発防止を図ることです。これらが予防医療となっております。

一人一人が予防医療に積極的に関わり現在の自分の状態と、将来起こり得る健康上の問題を知り、それを解決しようと行動することでかけがえのない人生をより充実したものにできることが期待されます。現役世代が活力を持って働き、シニア世代が元気にやりがいを持って健康でこの町に長く住み続けられるその結果、医療・介護の負担が少なくなることを期待しまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問のまとめをいただいたわけでありますけれども、町としても予防事業関係については先ほども申し上げました通り、一定の改善策を今クリック側にもお願いをしているという部分がございますので、それに基づく対応をしっかりと見極めたうえで、今後の事業のあり方、制度設計をしっかりと考えていきたいというふうに思っている次第でもございますので、これらについて今暫く時間をいただきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（田中誠君）

これで堀川哲男君の質問を終わります。ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。次に池下昇君。

○5番（池下昇君）

先に通告をいたしました、統合後の小学校の活用について及び公営住宅の今後の取り組みについての2項目について町長の見解をお伺いいたします。また各項目ごとの中で、それぞれ2つずつ質問がありますので、町長答弁に当たっても質問事項に対してのみの確に答弁をいただき、一問一答の中で十分論議できるようお願いいたします。

まず統合後の小学校の活用について1点目の緑・光岳の小学校の今後の利活用について。昨年3月に緑小学校が閉校となり、清里小学校に統合されました。また今年の3月には札弦町の光岳小学校が閉校になり、清里小学校に統合となりました。この統合により、およそ10年前には町内に5校あった小学校が今は清里小学校1校だけになりました。少子化が進む現代社会においてはある種、致し方ないことかなというふうにも思います。緑小・光岳小とも閉校となって、まだ

間もないことではありますが今の段階で町長はこの2校の活用の仕方をどのように考えているかをお伺いいたします。

続いて2点目の新栄・江南の小学校の今後の取り組みについて。どちらの小学校も閉校になってからおよそ10年近く経過しておりますが、最初の2～3年は地域の方々といろいろと会合を開き、使用するのであればということで進めてまいりましたが、結局使用しないということになってから5年も6年も経ちました。その間、何人もの議員がこの問題を町長に一般質問してきましたが、今だに結論が出ずそのままの形になっている現状であります。10年が経とうとしている現在、櫛引町政も3期目に入ったわけでありますので、どのように考えているかをお伺いしたいと思っております。

2項目目として公営住宅の今後の取り組みについて。1点目の公営住宅、空き室の今後の対策について。清里町は現在、全体で360戸の公営住宅があります。そのうち62戸が空き室で近々壊される予定の公住が28戸となっております。長寿命化計画に基づき改修に関しては昨年は2千520万円。今年は1千563万円とそれなりにお金をかけ、快適な住環境づくりをしておりますが、近年新町のさくらんぼ団地に関して、この1年以上、常に5戸以上の空室状態が続いております。人口減少に伴い今後も空室が増えることが予想されますが、町長はどのような打開策をお持ちなのかお伺いいたします。

最後に新規公住の今後の予定について。長寿命化計画に基づいて昨年もひまわり団地に1棟1戸の公住建築及び改定ということで4千万以上予算が組まれ執行されました。今後の計画ではひまわり団地に3LDK一戸建てを3戸予定されていると聞いておりますが、清里町の人口も現在4千人となり、今後ますます減少していくことが予想されますが、それでも計画通り

進めていこうと考えているのかお伺いします。以上、2項目4質問の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの池下議員からの2項目の御質問。1点目の統合後の小学校の利活用について。且つ、その中でも緑町小学校・光学小学校の今後の利活用について、お答えを申し上げたいというふうに思います。まずは緑町小学校の関係であります。議員も御案内のとおり、緑地域での活性化の取り組みの中で、この学校の利活用も含めて検討してきた経過がございます。その中でも様々な利活用についての案が出されておりますけれども、最終的な決定にまでは至っておりません。引き続き、地域住民の皆さんの御意見を尊重しながらも町としての考え方も、そう遠くない時期に示しながら方向性を決めていきたいというふうに考えている次第でございます。御案内のように緑地区は活性化プロジェクト協議会が発足をして、そういう計画の策定に入っていたわけですが、諸般の事情で今休止している状況にあります。これの早期の再開と検討に入っていくことを、まず優先させていかなければならないだろうというふうに思っている次第でもございます。次に光岳小学校の関係であります。光岳小学校においては24年に新たに体育館と音楽室が建設されたという経過がございます。今後の利用を図る上において、この新しい建物を含めそれと光岳の校舍そのものも一番閉校した学校の中では、新しい建物でもございますので、より良き利活用の方法について地域の皆さんとも相談をしながら進めていきたいというふうに考えている

ところでありまして、これらの関係についても、もう既に9月の段階で自治会長さん、市街地自治会の部分でありますけども、4自治会長さんにこれらの考え方を町の方からお話をしております、今後具体的な自治会としての取りまとめをお願いをするという段階に来ているということについて御理解をいただければというふうに思います。

それから次に2点目の新栄・江南の各小学校の今後の取り扱いでございます。両校とも平成23年に閉校したわけでありまして、その時点において新栄小学校においても、また江南小学校においても地域の方々との友好的な利活用方法について相談をしてきた経過がありますが、結果として江南・新栄両地区共に見出すことができなかつたということで、町に利活用を一任されたという状況になっております。町の方では、この状況を受けまして、まずは町内で利活用をしていただけるというそういう方式を募集いたしました結果として両方ともありませんでした。その結果、今度は町外へということで町外者でこの施設を利活用出来る方ということで、事業提案型によつての希望を求めたわけですが、何件かの問い合わせはありました。ありましたけれども、結果として利活用に至るまで応募がなかつたということでございます。

こうした現状の中で新栄の小学校には2年前に解体の方針を立てたわけでありまして、今現在実施設計がちょうど終了したところでありますので、国の交付金事業だとか、また起債等を手配しながら取り壊しの作業に入っていきたいというふうに考えているところでございます。また、江南小学校については、次の段階というふうに考えておりますので今の形の中でいけば、やはり新栄と同じような取り扱いになっていくのかなとそんな思いをいたしている次第でもございます。

次に2点目の公営住宅の今後の取り組みについて1点目の公住の空き室の今後の対応の関係でございます。議員からもありましたように清里町で今管理している公営住宅、全体で15団地360の公営住宅を有してございます。内容的には公営住宅、それから特別賃貸住宅、特別公共地賃貸住宅、そして地域優良賃貸住宅とこういう分類・区別はありますが、全体として360戸を管理しているという状況であります。このうち今現在入居している戸数が298戸。それから将来老朽化等により壊していかなければならないということで、政策的に空き家として扱っているのが28戸でございます。これは基本的には取り壊しを前提とした部分としての扱いであります。残り34戸について、今空き家となっている状況になっております。空き家の内訳は公営住宅で27戸、それから特公賃の住宅で7戸、これが空き家の実態ということでありまして、それ以外の特定賃貸住宅や地域医療賃貸住宅については、現在は空き家が生じていない状況になってございます。

また町営住宅の入居の募集の関係につきましては、毎月、町の広報にて入居募集を行っているというような状況でございます。町の方も、以前議員の方からもご質問あったと思いますが、入居の条件緩和の関係も取り組んでございまして、50平米以下の小さな公営住宅については従前は公営住宅の入居は世帯入居が条件でありましたが、その条件緩和をしております、単身でも入居できる手法を取らせていただきました。こうしたことから新たに1名の方がその条件に合致したということで入居されていると。そういう実績をつかまえている次第でもございます。

次に新規公営住宅の今後の建設を予定等の関係でございます。御案内のように長寿命化計画においては、ひまわり団地に地域優良賃貸住宅残り3戸の建設が計画上には残っております。ただ現状としたときには、今の空き状況それから民間の方が建設をされました賃貸住宅、これらの入居状況、そういうものをしっかりと判断をしていかなきゃならないだろうなというふうに思っております、これらの全体的な需要・供給のバランスもとりながら進めていく。そんな考え方でありますので当面この3戸についてはそこら辺の判断がつくまで保留をしながら進めていきたい

というふうに考えておりますが、全体のバランスがどういふふうに見ていくか、ある程度事業計画を立てていかなければならないというふうに考えているところでありますので、これらの状況を最終的には判断の中で決定をさせていただきたい。今時点ではすぐ明年やらなきゃならないという事業ではないのかなというふうに思っておりますが、状況が変われば即それに対応できる準備だけはしっかりと進めておきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

それでは再質問させていただきます。まず緑・光岳の小学校の利活用について町長も今申しましたけれども、緑町の活性化委員会の話は前から聞いておりますが、これは昨年暮れから立ち上げて緑町の活性化ということで地域の方々と協力隊と一緒に活性化委員会を立ち上げて進めてきました。およそ今年の6月までに13回の会議を行っておりまして、その中で今年の夏にこの委員会が解散したわけでありまして、当然この活性化に伴って、小学校の活用ということは、切っても離せない問題かなというふうに思っております。

また、この小学校は災害時の避難所としても示されております。これを踏まえた上で、町長はこの委員会がなくなりましたけれども、前に進むためにはこういった組織がないと進まないのかなというふうに思いますけれども、やはり今までは地域の方々が委員会の主流となってやってきました。町からも当然所管の課長が行っていましたが、いわゆるオブザーバー的なことで行っていたと思うんですが、こういった状況になったときに、やはり行政側が主導となってやる意思はあるのかどうなのか。もし意思を持っているのであればスピード感がないと何年も経ってからは遅いと思うので、いつ頃をめどにそういった計画を立てて実行していこうと思っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

緑地域の活性化とあわせた関係であります。今お話にもあります緑地域においては活性化ということで計画をもって進めてきたところではありますが、諸般の事情から今はそれが中止の状況になっている。その通りでございます。当時は地域おこし協力隊1名を配置しながら、そこを基として地域の方々、そして行政も入った中で緑地域の全体の活性化の1つの方策として学校の利用も含めて検討をさせていただいていたところでございます。残念なことに諸般の事情ということで、今休止状態であります。ただこれも完全に中止しているから緑地区の様々な活性化に全く手をかけないのかということではないというふうに我々は進めているところでありまして、当然学校が閉校したことによる地域の活動の場としての、また心のよりどころとしての拠点が失われたわけありますから、それに代わる手法を考えながら、地域の人達がやはり安全に安心していつまでも暮らしていける、そういう体制と新たに活力のある地域づくりという面において、移住定住対策を含めながら対応も地域として起こしていかなきゃならないだろうというふうに理解を

しているところであります。具体的にいつから、その部分での活性化プロジェクト委員会、仮称でありますけど、そういうものを立ち上げていくかということになりますと、明確な答弁はできないわけではありますが、ただ、いつまでも放置はしておけないという認識はもっております。近いうちにはその方向性を含めて地域と行政と一緒にになりながら、課題を進めていければなというふうに思っておりますし、特にその段階で検討をいただいたのは地域の生活に直接つながる課題と、それと学校などの将来にわたっての利活用に向けて、活性化に向けた課題との2つの課題についての検討をいただいておりますしそのプロジェクト委員会の中でもそのうち、やはり地域に直接生活に関わる部分を優先して事業を、また施策をすべきだという意見を最終的にはいただいておりますので、まずはそこからスタートをかけながら、最終的には今お話を申し上げました、地域の活性化に繋がっていく、その1つの筋道としての学校の利活用という部分で学校の利活用ありきではありません。あくまでもその中にそれを生かしていけるのかどうかという課題の中の捉え方をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長言われるように、当然緑町の町自体の活性化がなければ、小学校の活用だってあり得ないというふうに思いますけれども、やはりその活性化委員会というのは小学校だけをどうのこうのとか、それから温泉地域の問題もありますが、何か1つだけということではなく多方面に関して地域の活性化委員会というのがあったと思うんですよ。今後の課題となっていくのが活性化イコール高齢化がどんどん進みますから、緑町の場合は特に40数パーセントですか。札弦第2に匹敵するぐらいの高齢化率がありますので、買い物難民とかいろんな面で商店が1件しかないのも、そういった商店のことも今後考えて行かなければならない。それで当然のように高齢化が進み高齢化率が上がりますと車に乗れる方も少なくなっていく。そういった地域交通の問題。これはすごくいろんな問題が絡んでくるんですよ。これは札弦地域だけの問題ではありませんけれども。緑地域だけの問題ではありませんけれども、緑にしても札弦にしても我が清里町にしてもそうです。どんどん商店がなくなっていっているのが現実でありますので、それを踏まえて町長、今この段階では具体的には申し上げられないという話をされました。最近緑町の温泉区域のエリアに町の補助金を利用した中で新規出店者というのがやたら何件もできていて、すごく活性化はなっています。訪れる人も多くなっている。それとJR緑駅で降りた方の緑の湯の温泉で管理しているモビリティを使って、神の子池に行く人も今年から始まって結構人も増えておりますが、こういったことを踏まえた上で人が来ることが最近、緑町はこういった環境の中で多くなっているわけですが、こういった活用の仕方を上手く利用しないと活性化にもならないですし、小学校の活用も見えてこない。そういうふうに私は考えているんですが、町長今の考えとしてはどういうふうな考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

緑地区の活性化の関係であります、極めて難しい課題であるというふうに思っております。基本的に緑地区におきましても、人口は年々減ってきておりますし、かつ少子化、そして高齢化は加速度的に進んでいるという中での活性化策をどうするかという課題でありますから、この施策を打てばこうなるという単純には、そういかないだろうと。トータル的にその地域として発展の方向性をどういうふうに捉えていくかということになっていくのではないかなと思っております。先ほどの答弁の中でもありましたようにその緑の地域に住んでいる人方が、まず安全安心に住みなれた地域でいつまでも暮らしていただけると。そのための手法としての生活の環境をどう整えるか、そこがまずスタート地点になるだろうということでプロジェクト委員会の中でも、そこからのスタートですということが言われたわけでありまして、ご指摘の通り、緑においてはすでにもう日用品の買えるお店というのは本当に身近なものだけで1店舗になっております。今その店舗の方が一生懸命やっただいておりますから、まだ何とか日用品は購入できるのかなというふうに思っておりますが、これもいつまで今の形で続けていけるのか。結果的には商売として成り立っていけるのかいけないのかという部分が当然出てくるかと思えます。商店ですから商売が成り立たなければ当然撤退をされるということも視野に入れて考えていかなければならない。仮にそうなった時にはどうしていくかという、そういう部分まで踏み込んだ議論をしていかなければならないだろうというふうに思っているところでありますし、全体として今やっただいていただいている方、もう既にその地区で1店舗になっておりますから公共財としての扱いとした考え方も入れていかなければならない。その時期に来てると私はそういうふうに判断をいたしている次第でもございます。

また交通の関係、清里の場合は本町があって札弦、そして緑へと7キロ・8キロと繋がった3つの集落で構成をされております。一番奥にあるのは緑の市街地でありまして、やはり高齢化が進んで交通の便もよろしくなくなっているというようなことでありまして、これも前段の以前のいろんな議論の中で、お話をさせていただいているところでありますが、やはり地域に住んでいる方が日常的なそういう買い物のできる場所。また病院に通ってくるそういう地域交通のあり方として、清里町として何ができるんだという部分について、今議論を進めているところでありまして新年度の中でそれを具体化していきたいというふうに考えているところでありますので御理解をいただければというふうに思っているところであります。

また御指摘をいただきました、緑町の温泉団地には本当にいろんな方々が移住定住をしていただいております。つい最近も新たな店舗の出店の御相談もいただきました。本当に特異的な場所だなと思うぐらい、いろんな方々があの地域に入ってきて新しいことを手がけてくれているなということで大切にしていかなければならないというふうに思っているところでありますし、また去年はJR緑駅から着地交通ということの中でアイロード、小型モビリティの実証実験もさせていただきまして、今年もできればそういう方向性を進めていきたいということで、今ウィラー社を中心にお話をさせて頂いているわけでありまして、それらも1つの地域へ人に来てもらうという1つの方策になっていくのかなというふうに思っておりますし、その小型モビリティの着地型交通がうまく機能できるようになれば緑だけに限らず、やはり緑・札弦・清里へ。そういうつながる1つの線が出てくるのかなという思いもいたしているところでありますし、町の新たなグリーンツーリズムやホワイトツーリズムもそういう部分への取り組みとしての1つの手法とも言えるべき物かなというふうにも考えておりますので、そこら辺も含めて全体の体系を整えていければなというふうに思っているところでございます。ただこれを1つ、この施策を打っ

たから効果があるという、そう単純なものではないということの中で皆さんの知恵を借りながら、今後とも前向きに積極的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、町長が言うように新年度の課題であるというふうに当然そうかなというふうに私も思いますが、先日第5次総合計画が来年で終わりますが、再来年からの第6次総合計画の策定委員さんと協力委員さんということで、先日集まった中での会議の中で、やはりまちづくりをつくるためには、色んな方に聞くってことは大切であるという話をされておりますが、緑は今、町長が言うように特質的ないうお話されましたけれども、緑というところは本当に移住者が多いんですよ。なぜ移住してくるか。やはりその地が好きだから移住してくるんですよ。そうであれば緑町の活性化に繋がるのであれば、移住して来た方々に色んな話を聞く。何を求めているのか。どうして欲しいのか。何があればいいのかとか、いろんな話があると思うんですが、そういった話も聞きながらその地域の活性化に役立てていく。それが最終的に小学校の活用に繋がれば良いと私は思うんですが、町も当然ながらそういった聞き込みをこれからやっていこうというふうに私は期待しておりますが、やはり色んな人の意見を聞いて、それは全部が全部良い意見ではないと思います。町を悪く言う人もいるだろうと思います。でもそれを踏まえてやっていかないと行政としての役割というのが果たせないと思います。そういうことを十分考えた上で緑の活性化、そして小学校の利活用というものを考えていただきたいというふうに思います。

続いて、光岳小学校についてお伺いします。まだ閉校になって1年も経っておりませんが、この学校は平成25年だったと思うんですが、体育館の改修それとたしか2つの教室の改修と、耐震補強もしております。確か町の手出し予算が2億円ちょっとだったというふうに、私、記憶していますが。あの地域の小学校は道の駅パパスランドさつつるが目の前にあります。桜も春になるとすごく綺麗なところで十分利用価値が私はあると思うんですが、今の段階で、町長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

まず2つの御質問かなと思いますが、まず前段の緑地域の皆さん方との意見をどういうふうに聴取しながら、それを活性化・施策に繋いでいくかという課題であります。御案内のように緑地区、本当に移住されてきている方、新しい仕事を始められる方、本当に多い特異的な地域と私も捉えております。ですから、そういう皆さん方との話し合いはもちろんです。そして地域に住んでいる方々との話し合いを通じた中でそうした活性化に繋がる方策を見出していきたいというふうに思っております。結果としてそれが小学校の利活用とか諸々の公共施設の連携だとか、そういうふうに繋がっていくんだろうというふうに考えているところでありますから、まずはそういう体制を時間のそんなに経たないうちに、また緑の方々とともに立ち上げていきたいという

ふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから光岳小学校の関係であります。先ほども申し上げましたように光岳小学校校舎自体も比較的新しい、それから体育館と音楽室、これについては25年に改めて建設をさせてもらったと。まだ年数が若いわけでありまして、これらについての利活用をしっかりと考えていかなければならない。たまたま地帯的に目の前にパパスランドもあります。それから、もともと光岳は春の桜が本当に見事に咲く学校で校庭を有しておりますから、建物だけでなく校庭を含めた利活用ということで広域的に考えていかなければという思いをいたしております。

余談にはなりますけれども、札弦のトレーニングセンターも平成5年に建設して以来25年を経過いたしました。かなり老朽化が進んで雨漏りがし始めてきているというようなことも聞いておりますし、少しずつ今のまま使っていくということになれば大規模改修の時期に入ってくるかなというふうに思っていますので、もしも使えるということであれば、1つの方法として御理解をいただきたいと思いますが、せっかく新しい体育館があるわけですから、そちらを使ってもらうことも1つの方法かなというふうにも思っております。そういう諸々の地域での課題を捉えながら地域で使っていける手法を地域の方々とともに相談をしていきたい。その上で最終的にどのような形にしていくかということについても、議会の皆さんにも協議をしながら進めていかなければならないというふうに考えているところであります。いずれにしろ先ほども申し上げましたように9月の段階で4自治会の会長さんの方にはこれらの課題についてお話をさせていただいている経過がありますので、これから自治会の中で年末年始をかけていろんなアイデアが出されてくるというふうにも考えておりますので、それらを受けながら町としての考え方も一定程度持ちながら進めていければなと思っている次第でもございますのでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

本当にまだ閉校になって間もないわけですから、4自治会の自治会長さん達と色々話をしながら進めるということだと思っておりますが、あの場所というのは夏になると本当に異常なぐらい道の駅に車が停まっておりまして、キャンピングカーで来られて何泊もしている方がいっぱいいるんですね。風呂に入る方が車を停めるところがないぐらいに本当に停まっている現状であります。それに道の駅の横にはパーク場もありますので、それを利用されている方もいっぱいいます。今回、光岳小学校が閉校になりまして、まだ本当に白紙状態かなというふうに思うんですが、パークゴルフ場もそこを借りてもう相当年月経っているわけなんです。年間借り賃だけで50万円のお金がかかっています。あそこは売ってくれと言っても売ってくれなかった経緯があるんですが、光岳小学校の閉校とともに校舎の前の桜がいろいろと立っている地域でありますけれども、ああいったところを活用してパークゴルフ場を移転するとか、それから今ではほとんど最近では訪れる方もないのかなというふうに思います。羽衣町にあります郷土資料館。こういったものを例えば転居して利用するとかいろんな方法があると思うんですよ。郷土資料館、ほとんど常時人がいるわけではないので、あそこは予約していかないと入れない状況なんです。この数字はどのぐらいか今はわかりませんが、ほとんど行っていない状況かなというふうには思うんですよ。私も議会の所管の調査で1度と訪れましたけれども、本当に清里町の戦前からの色んなも

のがあその中にはたくさんあります。これをこのままにしておくのも勿体ないなど。本当は私はきよ～るのあの辺にあるのが一番理想的なんですけど、きよ～るのところにはできませんでしたので、こういった廃校になりました学校の利活用に関して、使えるものはそういったところに利用して人をとにかく集めるということがやっぱり目的になるのかなというふうに思いますので、私も今1つ、2つ案を言いましたけど、町長としてはどういうふうに考えているか。その辺お聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

光岳小学校の校舎、建物そして敷地を含めての利活用の件でございますが、今現在先ほど申し上げましたように、札弦4自治会の方に会長さんを通じて利活用の検討を含めて、いろいろご協議をいただいているところでありますので、まずは待ちたいというのが私の考えであります。まだそういう課題の中やはり町としてもう1つの方式はもって置かなければならないという思いをいたしております。今、議員の方からありました、緑地を活用したパークゴルフ場の移設の話だとか、また郷土資料館、清里にある部分の移転の話だとか。これも大きな1つのアイデアとして十分に成り立っていけるのかなというふうに思っておりますが、いずれにしろ、そういうもろもろの課題、まだ沢山アイデアとしては出てくるのではないだろうかというふうに思っております。最終的に地域の方々より有効な利活用方策と、そしてやはり町の課題もその中に組み込みながら方式を最終決定をさせていただきたいなというふうに思っております。ただこれについてもやはり整備云々というのは時間がかかることでありますけども、方式、考え方は早い内に取りまとめておきたいというふうに思っておりますので、これもできる限り早い段階で地域の方々との話し合いを積極的に進めるように今指示をしているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

それでは次に新栄・江南の小学校の今後の取り扱いについてお伺いしたいと思います。昨年12月に旧新栄小学校の解体設計委託料ということで420万予算がついております。今年の6月にこの学校の解体設計に伴いアスベストが含まれているか調査を行うということで、304万円の予算が組まれておりました。当初この新栄小学校の解体総費用は正確な数字ではありませんが、6千万くらいという話を聞いておりました。アスベストがあるとそれ以上の解体費用がかかると思われますが、来年本当に解体するという考えなのか。その辺まずお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

新栄小学校の関係でございますが、もう既に設計が終わってございます。当初の段階では設計入れた後にアスベストの調査が必要だということで追加補正をさせていただいたところでありまして、これの設計も終わったということでありまして、今設計の内容を精査しているのが実情でございます。設計の状況によりますとアスベストが1部含まれていることが判明したということでもありますから、その部分を含めた設計額ということになっております。してもらった内容については校舎、体育館、物置、プール、D形ハウス。それから住宅4棟ありますので4棟。それと上斜里の総合研修施設も入っておりますし、その裏に立っている水道配管用のワイヤーを含めて、すべてあの敷地に立っている物件について除去するという計画で進められているというのが実情でございます。以上であります。

○議長（田中誠君）
池下昇君。

○5番（池下昇君）

近年解体ということに関しては個人の家でもそうですが、昔みたいに一緒にたたき投げられないので、すべて仕分けをしてということになると思うので、相当な費用かなというふうに思います。しかしですね、もう10年近くなりますのでこの辺で櫛引町長もきちっとけじめをつけた方がいだろうなというふうに私は思うんですが、新栄小学校に関してはこういうふうに進んでいますが、江南小学校に関しては今後どうするのか。またそれと両方壊した時の解体後の土地の利用。これはどのように考えているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）
町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

まず新栄小学校であります。実はかなりの額になります。ですから相当財政的に厳しくなりますので、これを起債だとか、または交付金でそういう有利なものがあるのかなのか、十分に精査をしていかなければというふうに考えておりますが、いずれにしろ、いつまでも放置はできないというふうに思っております。万が一何かの事件事故でも起きたら大変なことになりますので、やはりそこら辺の手当を含めながらできれば来年というふうには考えておりますが、今財源調整をやっている最中ということでご理解をいただきたいというふうに思います。それから江南の関係でありますけれども、江南においても先ほど答弁させて貰いましたように、今の段階で利活用の方策は見つかっていないというのが実情であります。またこの後段につきましても新栄と同様に平成23年に閉校になった、その経過は同じでありますので、利活用がないとなればやはりどこかで解体撤去ということになってくると思います。可能であれば引き続き、計画の中で進めていかざるを得ない。そういう状況になってきているのかなと思っております。また跡地の関係ですが、とりあえず今の段階で壊したあと、跡地をこれに使おうという計画は持ち合わせておりません。当面の間は更地として適切に管理をしていきたいというふうに思っておりますが、建物がなくなると土地としての広さはそれなりにあるわけで、いろんな面で利活用の方策が出てくる可能性がえって建物よりも多いかなというふうには思っておりますが、今時点で町自体がそこを使って云々という考え方は持っておりませんので、もしも将来的に町内の

皆さん、また町外の皆さん方からもそういう利活用に対するアイデアが出た段階では十分に検討さしていただきたいなというふうに思っております、これはどの学校においても、仮に撤去するとなれば、撤去後の対応としてそういうふうに考えていければというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

あまり時間もなくなりましたので、次2項目目の公住、空き室の今後の対策について再質問させていただきます。先ほど私、新町のさくらんぼ団地の話をしましたけれども、このように同じ公住の空き室がずっとあるということは何らかの、やはり問題があるのかなというふうに思います。町民の方にいろいろと話を聞きました。やはり古いところよりも新しい方がいいということで、やはり最近ではひまわり団地に申し込まれる方が多数いるという話を聞いております。それとやはりさくらんぼ団地に関しては部屋自体が寒いという話を聞いております。町も長寿命化計画にのっかって、毎年修繕等進めておりますが、さくらんぼ団地を含めた、町内の公住が空き室だらけにならないようにしていなければなりませんけども、町長、先ほど答弁されましたけども、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

公営住宅の関係であります、基本的には空き家をつくらないということで、我々としても色々な対応をしながら進めておりますがどうしてもさまざまな条件の中で空き室が出ているというような状況でありまして、100%うまるということは、これは普通ありえませんが、常に人は移動しておりますからそういう面なるべく空き家率を大きくならないように努めていかなければというふうに思っております。その中でさくらんぼ団地については建設年度は比較的新しいんですけども、やはり寒い、結露するだとか、いろんな課題が見えております。これらについても住環境を整えていかなければ当然入居していただけないという部分もありますので、年次計画に基づいて長寿命化計画の中でもありますように、結露対策だとかまた屋根裏に断熱材を入れて、断熱対策だとか実施をしておりますので、かなりこの部分は解決がされてきているんだろかなというふうに判断をしているところでございます。また先ほども申し上げましたように、入居基準についても緩和できるものについては法律の範囲内で緩和をしていきたいというふうに考えておりますが、ただ一方では法的に公営住宅というのはもともと福祉対策で建てられた住宅でありますから、所得制限だとかいろんな制限がかかっておりますので、これらについて、あくまでも法律の範囲内でやれる部分についてさらに検討を加えていきたいというふうに思っております。今、町で実施しているのは公営住宅は元々2人でなければならぬのを単身者でもいいですということで、ただしすべて単身者で2LDKのところに入居者が入って、あと本当に入りたい人が来た時に入れないという、そういうことになっても困りますので一定の面積基準以下の公営住宅についてはそういう対応をとらせていただいているというような事もあります。またそれ以外で

いろいろ検討していかなければならない部分がありますので、今原課の方に要件緩和をやれるとなれば、どういふことがあるかという拾い出しを指示したところでもありますので、それについても、もし間に合えば新年度に向けた対応の中で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

確かに公住というのは町民のためにつくってあるわけでありまして、公住が空いてくるとなると町としても今後の公住の対策について考えていかなければならないのは当たり前なのですが、ここで隣町の事例を出させていただきますが、実はうちの町には民間の住宅というのはあまりありませんけれども、斜里町には結構民間のマンションがありまして、話を聞いたところによると、これが結構高いんですね、家賃が。私前にも会議の中で話したことがあると思うんですが、我が町清里町の子育て支援に関しては、本当に手厚いものがあると私は思っております。北海道の中でも本当に上から数えた方が早いぐらいの子育て、それから医療、それから妊産婦とかいろんな面で優秀だなというふうに私は思っております。で、この3町の住宅の環境を見たときに、やはり公住が空いているのであれば、こういった子育て環境が整っているということをもっとアピールして、このPRが本当にうちの町は下手なのかなというふうに思うんですが、もっとアピールして、よその町からも清里に引っ越してきてもらえるような政策。こういったものを取り進めてはどうかというふうに思うんですが、町長はどのように御考えですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

子育て対策に対する評価をいただき、恐縮をしているところであります。なるほど清里はPR宣伝が余り得意でないなというふうに御指摘をいただいたところでありますが、一生懸命、担当の方ではやっているつもりでありますけれども、まだまだ要領を得ていない。そういう部分も多々あるのではないかとこのように思います。私も基本的には清里の町で雇用の場を探すというのはなかなか大変ですので、雇用は他所でしていただいてもいいけれども住むのは清里でという思いで、今までもさまざまな政策を展開をしております。特に子ども子育て支援、または移住定住の支援策についてもそれと同時に対応させていただいたところでもあります、多くの方々がそれに早く目を向けていただければありがたいというのが実情でありますので、どういふ手法が、これからそのPRに最も有効なのか、いろいろ検討させていただきながら町のホームページ、また広報お知らせ、はっきりわかりやすい町民にとってもわかりやすい手法を講じながら少しでもPRまた宣伝につなげていければと考えているところであります。何とか他所から少しでも多くの方々が来ていただくというスタイルが望ましいのかなというふうに思っているところでもあります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

時間ももう残りなくなってきましたので最後に新規の公住の今後の予定についてということで、第1回の質問のときに町長は民間の空き状況を見ながら行うということで、今現在は保留なんだという話をされておりました。確かに緑清荘の前にあと3戸分建つ空き地はあります。先ほども食事に行った帰りちょっと見たら、確かに3戸分あるなというふうな思いで見えてきたわけなんです。実はこれ常任委員会の中でもお話ししましたが、今年の3月にひまわり団地の1棟一戸建ての1番新しい住宅に今年3月に入ったわけなんです。実は本当に寒いんだという話を聞きまして、あそこの住宅は正直言いますと2,900万円くらいかかっているはずなんです。寒い寒いと私のところへ来てよく言っていましたので、どういうことかなと思って私も家に行ったらストーブが小さいんですね。そのストーブを取りかえたらという話になったときに、その業者を呼んでですね、このままだと取りかえられないですよと言われたと。それ担当課に行って相談した結果、新しいストーブに取りかえてもらうことになったんですが、その後さらに流しの下のシンクの下ですね。水漏れが発生しましてこれが全くわからないぐらいの水漏れで、シンクの下部分がかびで真っ黒くなってシンク台と床部分、キッチンから居間にかけて居間のフローリングの3分の2を貼りかえることになったんですよ。今日12月12日ですか。今現在多分工事やっている最中だと思うんですが、やはり町長、新築の住宅で清里にある公住の中で一番高い家賃のところでのこのようなことがあっては絶対だめなんです。やっぱり町民の方が入居する時は事前にすべて担当課が責任を持って調査をして、そして入っていただく。それでも今後同じものを作るとしたら、このようなことのないようにしていただきたいというふうに私は思います。それを踏まえて町長どのように考えているのか。お伺いして、私の一般質問の最後とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

新しい公営住宅の建設の関係につながってくるかというふうに思いますけれども、基本的にそういうことのないように担当の中では十分注意をしながら進めてきていたというふうには理解しておりますが、結果としてそういうような状況になったという事でありまして、誠に申しわけないというふうに思うところでございます。またこれらの対応については、今報告の中では、今日修繕が終わったということではありますが、入居者に対しましては本当に御迷惑をお掛けいたしましたことを改めてお詫び申し上げたいというふうに思います。今後施行や設計の中でしっかりと管理を行ってまいりますので二度とそういうことのないように職員の方にもしっかりと適正な管理をするように申し伝えをしながら進めていきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただければというふうに思います。誠に申し訳ありませんでした。

○5番（池下昇君）

終わります。

○議長（田中誠君）

これで、池下昇君の質問を終わります。ここで2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 00分

再開 午後 2時 15分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。次に伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

改めまして伊藤忠之でございます。本日少々風邪をひきまして、ちょっと鼻が詰まってお聞き苦しい点があると思えますけれども、ご理解いただけたらありがたいと思います。

それでは、本日4人目の一般質問ということで少々お疲れだとは思いますが、先に提出しております一般質問通告書に従い2項について町の考え方を町長にお伺いたします。

まず1項目目の人口減少対策についてですが、ここ近年地方を取り巻く情勢は全国的に地方創生が叫ばれているにもかかわらず、都会への人口一極集中の波が止まらず、地方の過疎化が進み、地方経済もかなり疲弊している大変厳しい情勢です。そのような中、当町においては国が制定したまち・ひと・しごと創生法を活用し、人口減少問題の対策に特化した政策や事業数値目標と共に示す清里町まち・ひと・しごと総合戦略を平成27年度に策定いたしました。

当時、清里町は、この清里町まち・ひと・しごと総合戦略を策定するに当たり、清里町人口ビジョンの策定も併せて行いました。この清里町人口ビジョンの中身ですが、5カ年ごとの人口推計目標を2015年から2060年、つまり45年後まで設定しております。実は清里町人口ビジョンにつきましては、昨年、定例議会でも指摘させていただきましたが、この人口推計目標平成32年度、実際には元号が変わりましたので、令和2年度と言い替えますが令和2年度で4,200人以上と設定されております。しかしながら、実は令和元年11月の段階で4,007人。このままいくと12月末の段階で4千人を割ってしまうのではないかと危惧するところでもあり、45年後まで立てた人口推計目標の最初の5年目で目標値を大きく下回ってしまったことは大変な問題であり、今後の清里町の人口減少対策についても今まで以上に危機感を持ち取り組むべき問題ではないかと私は思っております。

町としてこの現状にどの程度の危機感を感じているのか。また今後、新たな施策を何か考えているのか町長にお伺いいたします。

次に、2項目目の地域振興対策について質問いたします。先ほどの1項目目の質問に関連していきますが、ここ近年人口減少が進み、それに比例するように、町内の空き店舗、特に市街地商店街における空き店舗が目立つようになってきており、そのことが地域の疲弊感に繋がってきているように思われます。この現状を改善するため、今まで商店街活性化事業として起業及び新事業創出支援事業補助などの施策を清里町として行ってまいりました。平成23年から平成30年までの過去8年間で17件がこの事業補助を受けている状況で、地方創生にとっては大変喜ばしいことだと思っております。ですが、こと市街地商店街での空き店舗の活用となると、7件にとどまっており、さらにはそのうち何店舗かは今はもう営業をしていないという店舗もございます。今現在、市街地中心部で7店舗が空き店舗となっており、中にはかなりの長期間にわたり活用さ

れていない状況の店舗もございます。市街地商店街はある意味、町の顔でもあります。その町の顔に空き店舗が目立つようになるとますます地域の疲弊感・閉塞感が進んでまいります。この状況を町としてどう感じているのか町長にお伺いいたします。以上、2項目について私の1回目の質問といたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、ただいま伊藤議員よりいただきました2点、人口減少対策、地域振興対策についての御質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。まずは人口減少対策でございますが、議員御指摘のように、令和2年の人口推計におきまして、清里町の人口ビジョンでいけば、推計4,200人という数値を掲げたわけでありましたが、御案内のようにこの11月末では4,700人という結果となっております。この4,200人の推計に当たりましては、それぞれの各種の施策を展開しながらまちづくりを進めた結果、人口問題研究所が推計をした3,820人。当時のですね。それを上回る数値での目標値を立てたわけでありまして、ちょうど人口問題研究所が掲げた3,820人と町が掲げた各種の施策を打つことによつての4200人。これのちょうど中間値が4千人という数字になってそれぞれの数値が分かれたという状況にあるのかなとそんな思いをいたしております。こうしたことから人口が減っていくということは町の閉塞感にも繋がってまいります。少子化も一層、高齢化も進んでいくのは明々白々でありますから、これを短期間にすぐにこの施策によって人口が増えるというのはなかなか現状としては厳しい状況ではないかなというふうに思っているところでありますが、ただし、そのまま放置することによってその開きはますます大きくなるというふうに思っております。町といたしましては、従来と同じような考えに基づきながら、より良い方向性を目指した各種の施策の展開を引き続きしていきたいというふうに考えているところでありますし、なおかつ、時代に要請に合った施策のあり方についてもしっかりと見直すものは見直しをしながら、新たな展開も含めて進めていければと、そんな思いでありますのでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、2点目の地域振興対策の関係であります。特に町の顔としての商店街の活性化等の関係であります。御案内のように、市街地中央商店街に空き店舗が随分と目立つようになりました。今現在の空き店舗は7店舗ということですが、一定の部分でこれらが施策の中で店舗の再開、または改修による新店舗ということでの活用がされてきたところでありますが、いまだに7店舗の空きがあるということでありまして、それも中央商店街というちょうど町にしてみれば顔の真ん中になる部分でありますので、極めて残念な状況になっております。

この課題につきましては商工会を中心とする、また昨年策定をいたしました清里町の商工振興計画の中においても、この空き店舗対策を今後どうしていくかと大きな課題となっているところでございますし、やはり全体の商業環境の改善と、また雇用の確保の観点からも空き店舗を何とか埋まる方法を皆さんとともに、模索をしていかなければならないというふうに考えているところであります。ただ、空き店舗によってはそれぞれの実情がありますので、その実情もしっかりと踏まえた中で対応をしていかなければならないというふうにも理解をするところでございます。いずれにしても、商店街、お店というのは町民の皆さんの日常の生活物資の供給基盤でもございます。やはり町民の皆さんがこの町に住んでいける条件をしっかりと整えていくと、これが

まちづくりの基本になってくるだろうとと思っているところでありますので、商店街に活力と賑わいをもたらすためのそれぞれ時代を見据えた対策につきまして、改めて商工会の方とも連携をとり、またこの店舗を所有している皆さんとも話し合いをいただきながらより良い方向性を求めていけるように努力をしまいたいと考えている次第でありますので、ご理解を賜りたいと思います。以上申し上げ、答弁いたします。

○議長（田中誠君）
伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）
それでは再質問に入らせていただきます。再質問を入れる前に議事録に残ってしまいますので、先ほど町長の11月末で…。

○町長（櫛引政明君）
誠に申し訳ありません。4,007人でありますので訂正させてお詫びをいたします。

○3番（伊藤忠之君）
それでは再質問に入らせていただきます。この人口減少対策についてですが、ただいま町長から御答弁いただきまして、町としても十二分に危機感を持っていることがわかりました。この人口減少対策とは地方創生におけるまちづくりのありとあらゆる施策が、この対策に繋がっていく。いわば、まちづくりの根幹であり、最重要課題であると同時に一長一短、先ほど町長のご答弁もございましたけれども、一筋縄ではいかないと。そのことも十二分にわかっているつもりでございます。今までも町として様々な施策を打ってきました。その効果は徐々にですが確実に出てきていると私は思っております。ただし、先ほど町長もおっしゃられていましたが、だからといってこのままで良いわけではなく、やはり何か手を打っていかないと人口減少は加速していくというふうに推測されます。今度は人口減少の動態をもう少し細かく分析してターゲットを絞り込み今まで行ってきた施策との同時進行で新たな戦略的事業展開を行っていくべきだとそのように考えております。

例えば、一般的に人口動態を大きく分けると自然的と社会的、この2つに分けられますが、ここに清里町の平成24年から平成30年までの資料がございますが、自然的の分野は、過去7年間の平均で、年間死亡数が63名に対し、年間出生数が31名、トータル自然減で年間マイナス32名となっております。また社会的の分野においては過去7年間の平均で、年間転出162名に対し、年間転入135名、こちらもトータル社会減で年間マイナス27名となっております。自然減に関する町の対策として、高齢者に対する健康促進事業や福祉事業など。また出生に関しては町内のみならず他町村の方々からも羨ましがられるほど安心して子供を産み育てられるよう、様々な子育て支援事業などの施策を行っており、今後少しずつこの効果が現れてくるのではないかなと、そのように推測しております。

それに対し、社会減に関する町の対策ですが、職業的に転勤・異動なる転出はほぼ同数と考えると、直接的に人口増加につながる移住支援交付金や空き家バンク、お試し住宅などの移住促進事業等の施策を行うことにより、こちらもここ数年で年間10数名程度の効果が上がってきておりました。ただ、しかしながらこちらもまたここに資料等ございますが、平成28年度あたりか

ら年間数名程度に低迷しております、多分この要因は山村留学支援事業の終了に伴うものも大きかったのではないかなというように推察しております。このような状況を鑑みたとき、この社会減、年間マイナス 27 名の大きな要因は、高等学校を卒業し、次の専門学校や大学に進学する学生達が住民票は清里町に残したけれども、進学した学校を卒業し他町村への就職を機に住民票を移さざるを得なくなった。この清里町で生まれ育った若者たちの流出に伴うものが大半だと私はそのように考えております。

今後、この人口減少対策の事業展開を考えた時に、もちろん今までの施策も効果が望めるところがあるので継続事業として続けるべきと考えておりますが、この清里町で生まれ育ち地元愛を持ち続けている。多くの若者たちが Uターンしやすいよう戦略的に新たな事業展開を行うべきだと私は考えておりますが、町長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま人口減少にかかる確固たる施策の関係でございますが、ご案内のように、清里町では様々な人口対策ということで、子育てのしやすい町を標榜しながら施策を展開してまいりました。また、移住定住対策においても、支援事業も数多く実施をさせていただいているのが実状であります。ただ、残念なことに数字だけを見ると一定の成果があるというふうに思っておりますから、先ほど申し上げました人口問題研究所のはじいた数字よりは約 200 人多く今も残っている形になっております。ですから、そういう意味においては成果があったんだろうというふうに思っておりますが、トータルするとマイナスになっているということですから、決してプラスの要因はなかったのかなということで残念に思っている次第であります。

そうした中で今までの施策にあわせて、さらに有効的な施策を戦略的に実施していく必要性、これについてどう考えているのかということですが、私としても、やはり人口が少なくなることについては、地域が徐々に疲弊をしていくということに繋がっていくわけありますので、少しでも人口が減少しない、また増える、維持できるという方向性というのは共に共有しているのではないかなというふうに思っております。そうした戦略的なものがどのような方式がいいのか、これらについてもよく検討していかなきゃならないだろうと。日本全国人口が減っているわけあります。本当に増えている場所というのは特異的な地域でありまして、大きな市の周辺にベッドタウンとして増えていっているというのが事実でありますから、清里においてそのような部分での位置づけにはありませんので、やはり清里の自然または産業経済をそういう部分をしっかりベースとした中で新たな取り組みがその中にどのぐらいどういうふうに置いていけるのかという議論を重ねていきたいというふうに考えております。何か素晴らしい施策がという思いはある訳ですが、現状としてはそう簡単にいくような代物ではないなというふうに思っておりますが、ただ前向きに取り組んでいきたいというふうに思っているところでもございます。以上であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

今、町長の方からご答弁いただきましたが、先ほど来、町長がおっしゃっています 3,820 人それに比べると 200 人はと言っておりますが、あれは令和 2 年のことなので、今、元年で 4,200 人ですから。多分このままいくと、もっと。そこは認識していただいていると思っております。なかなか今、おっしゃった通り難しい問題多々あることはわかっております。ただ、ここ近年、先ほども若者の話もさせてもらいましたが、この清里町で生まれ育った学生たちの間で物価が比較的高く住みづらい都会で就職するよりも、自然豊かで自分を育ててくれた清里町に戻ってきたいと考える学生や若者たちが増えている傾向があるそうです。人口減少対策において、もともと清里町を知らなかった方々に清里町の魅力を感じてもらい移住定住してもらうことも、もちろん大切ですが、地元愛があり清里町に戻ってきたいと思っている若者たちを迎え入れる体制を整えることも、とても重要であり人口減少の、先ほど町長もおっしゃられていましたが抑制効果もさらにあがっていくと。そのように考えております。

しからは、この機を逸することなく、スピード感を持ってターゲットを絞り込み、戦略的に新しい事業展開も行うべきと考えております。先ほど町長の御答弁の中で何か素晴らしい施策があればと言っておりますが、これが良い施策になるかどうかわかりませんが、例えば今現在、教育支援事業や清里高校支援事業として行われている上級学校進学のための就学資金貸付や入学資金貸付などの奨学金を借り入れた学生に対し、その後、研鑽経験を積んでこの清里町に戻ってきたのであれば、借入資金償還額の減免減額措置というような施策はどうでしょうか。もちろん、ある一定の基準や減免割合などの細かい検討が必要になるとは思いますが、人口減少問題の改善にも繋がりますし、何よりもこの清里町の将来を担っていく若者たちが増えていくことが地域の活性化にも繋がりますので、今後の清里町のことを考えていく上では、費用対効果の面も含め大変有効な施策になると私は思っておりますが、町長はどのようにお考えになりますか、お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

清里を卒業した子供たち、高校までしか清里はありませんので、それ以上の上級学校ということになれば、やはり 1 度町を離れるということによる人口減というのが大きく数値的にも現れているのだろうというふうに思っております。色んな部分で清里の魅力を訴えて移住定住に繋げていくというそういう施策、当然これはこれで実施をしていかなきゃなりません、もともと清里の方で清里をよく熟知していて条件を整えば戻ってきたいんだという方に手を差し伸べるという施策、1 つのアイデアとした素晴らしいものがあるかなというふうに思います。

今、御指摘をいただきました修学資金または入学資金関係、借りていない方もおられますけども、これらの資金を借りて町を離れたという方々がこういう資金の対応をすることによって、より戻ってきやすい条件をつくるという部分においては参考になる 1 つのアイデアかなというふうに思います。ただ、町民のお金でありますこれも全て、ですからそれを有効に活用して使っていくための条件を整えていかなければならないということも 1 つありますので、1 つのアイデアとして十分に検討をさせていただきたいと全面的にするのかそのうちどういうふうにするのか帰ってくる期間はいつにするのか。色々課題はあるのかなというふうに思っておりますが、全体的な

財政運営の状況等判断をしながら有効に働く施策というふうに踏まえた中では、そういうような部分についても十分に検討を加えていく状況の中で進めていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）
伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

今、町長方から大変丁寧な答弁をいただきました。色々先ほど私も申し上げましたが、細かい検討等は必要だと思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいとそのように思っております。次にまた入っていきますが、今度その若者たちが戻ってきたいとなった時に色んな施策を打っていくわけですが、一番大事なところは、戻ってきたくても戻ってこれないというものです。これは何かというと、雇用の場の創出という部分に入っていきます。今も言いましたけども、この町に戻ってきたくても雇用の場がなければ、自分で起業する以外戻ってくることはできません。先ほど、町長は池下議員の町長答弁で雇用の場は外で、住居はうちでと答弁しておりましたが、そんな他人任せの都合の良い話ではないと思っておりますので、そこを理解していただきたいと思っております。人口減少問題の改善に向け、雇用の場の創出は大変重要です。しかしながら今現在、地方の民間企業は体力的にもかなり疲れてきていると思っております。人口減少問題の改善に繋げる雇用の場の創出を100%地方の民間企業に任せるのはなかなか難しいのではないかと、そのように思っております。しからば、民間企業に協力を仰ぎながら半官半民でも雇用の場の創出を行っていかねばならないと私はそのように思っております。この清里町の基幹産業は農業です。この特色を生かして雇用の場の創出を考えてみるのも良いのではと考えております。

例えばですけども、これは平成28年度の定例議会でも提案させていただきましたが、今、この清里町の基幹作物の1つである小麦からできた清里産100%の小麦粉を使用した清里うどんや清里生冷麦が商品開発されました。この商品、とても美味しく町内外の方々から大変好評をいただいております。ただしかし、残念ながらこの商品は原料が100%清里産であるにも関わらず町外で加工生産されている状況です。今後、この製麺工場からさらに、その場で食べられるうどん屋まで、一貫してできる総合施設を先ほど池下議員の一般質問にもありましたが、旧小学校跡地を利活用し創設できれば雇用の場の創出に繋がると思っております。

実は、この事業、雇用の場の創出以外のさまざまな効果が期待できます。この施設によって、原料生産から加工生産まで本当の意味での100%清里産の商品となり、清里町の新たなキャッチコピー、清里100%にも繋がっていきます。また、今後この商品が清里町の新たな特産品にもなり得る可能性がありますし、基幹作物の小麦を使用することにより、地場産業発展にも繋がります。また、旧小学校跡地利活用問題の解決にも繋がりますし、うどん屋を併設することにより交流人口の増加にも繋がっていきます。もちろん雇用の場の創出にも繋がりますから、1つの事業で複数の効果が望め、まさしく戦略的事業展開として検討すべきだと私は考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）
町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問でございますが、戦略的な雇用の場の確保ということでもあります。清里町におきましても今まで町が中心となりながら、また、関係機関のお力を借りて例えば老健きよさとだとかケアハウスまた清楽園、そして緑清荘、パパスランドと様々な事業を展開させていただきまして、それなりのこの中に雇用も生まれてきたところでもございます。そうした中においてやはり清里の特性を生かした部分での新たな事業としての雇用の場の確保ということの御提案でございますが、基本的に様々な対応があるのかなというふうに思っております。特にこの生うどん、生冷麦、本当に素晴らしい製品を開発したなというふうに思っております。ただ残念なのが北見の津村で製作をしていると。津村さんが製作をしておりますから、それはそれで結構かなと思えますが、できれば分社工場を清里あたりに立てて欲しいというのが現実の願いでありますけども、なかなかそういう流通の中でやはり商売でありますからそう簡単にはいかないのかなというふうに思っているところでもあります。1つのアイデアとしてこういう地場のものを加工しながら次の流通へ繋げていくと。観光は食との繋がりでありますから、そこをセットにして清里も考えていかなければならない。そういう思いを思っているのも事実でございます。

今現在、食の部分でいけば清里にはじゃがいも焼酎があります。それと上手くセットする商品の開発だとか、そういう部分を合わせた中で進めていければなというふうに思うところではありますが、いずれにしろ作ることにはできるかもしれませんが、それを商品にして売ることになれば、また次元の違うことにもなっております。ですから町も入りながら起業者とどういふ流れの中で連携を図っていくか。これが非常に大事になってくるだろうというふうに思っておりますので、農協さんが発案した生うどん、生冷麦でありますので、農協さんとも十分に連携をしながらこの冷麦だけに捉われない、うどんだけに捉われない、また清里の特産品としての馬鈴薯もありますし、また甜菜もありますし、色んな面での取り組みができる可能性があるのかどうかそこら辺も含めて、関係の皆さんと相談をしてみたいなというふうに考えているところでもございます。何か良い清里らしい新しいものが生まれてくればと。そこに雇用も一緒になってついでくればなという思いであるところでもございます。以上であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長の方からご答弁いただきましたが、今町長おっしゃるとおり、加工もろもろしていったとしても、最終的に売る段階で流通の部分含めてマーケティング含めてですが、なかなか難しい部分というのは私も認識しております。また前回質問をさせていただいた時も、町長その話をされていたことは私の中にも残っております。ただ、今もそうですしこの前のご答弁の中でも、今後色々農協さんですとか他の民間企業さんとか相談をしながら検討していきたいと。検討というよりは色々ご相談していきたいという話も、前回ももらっていますので、そこから進めていただかないと。できるできない別としてもまずその第一歩、農協さんですとか今言った民間企業ですとか色んなところと話し合いを持つという姿勢も本当に大事だと思っておりますので、その辺に期待しておきたいと思っております。

ただいま町長からも御答弁をいただきましたが、今言いました通り難しい諸問題も多々あり、簡単にはいかないと思えます。しかし、今提案させていただいたこの2つの事業で実際どうなの

かはわかりませんが、現段階で考え得るだけでも8項目の事業効果が期待できるというものでございますので、戦略的事业展開としてスピード感を持って、ぜひとも前向きに検討していただくことを切にお願い申し上げながら2項目の質問にうつりたいと思っております。

2項目目ですが、地域振興対策についての質問で、今回市街地の方、空き店舗の方に特化した形で再質問させていただきます。市街地の商店街の空き店舗対策でございますけれども、今までも色々とやってきた中で確かに町の私財ではないので個人の財産所有物ですし、なかなか町として勝手に何かにつけるというわけにもいかないことはわかっております。ですから今までも町としてできる範疇の中で起業・新事業創出支援補助等の事業を行ってまいりました。もちろん、この事業を活用していただいて新規出店された事業者もいて成果も上がっております。ただ、ここに来てちょっと頭打ちになってきているような気がしております。この事業についてはもちろん地域振興活性化対策に繋がっていきますので、継続事業として扱っていくべきだとは考えておりますが、今後は、この事業内容をいま一度精査・検証し、もう少し若い人達にも活用しやすくする作業も申し込みも必要な期間でないかなとそれらを考えておりますが町長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

前段の若者定住対策との関係でありまして、先ほどの修学資金また入学資金の償還の猶予の課題だとかまた雇用の場の確保としての新しい産業の振興という部分について新年度に向けた対応の中で果たしてどういう取り組みができるかというのはまた改めて相談をさせていただきたいと思っておりますが、スピード感を持ちながら進めていく所存でありますので、今どれがどうだということではありませんけれども、そういう対応で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に空き店舗対策としての様々な施策の関係であります。町としては、やりやすいスタイルをなるべく求めていきたいというようなことで、あまり規則、要領に縛られない、だからと言っても野放図にももうできないと。やはり町民の皆さんのお金を使わせていただいているわけですから、やはり一定のルールはしっかり確保した中での対応ということで進めているわけですが、ただ御指摘をいただきましたように数字的に見ていくと、やはり年によって随分こう動きがあることも事実であります。これはその時々やはり社会情勢というのもありますから、一概には言えないことだというふうには思っておりますけれども、よりPRをしっかりしながらわかりやすい説明をしていきたいというふうに考えているところでもございます。また様々なこの運営に当たっての条件の中で簡素化できるもの、それから緩和のできるものがあれば取り組みながらより利用のしやすいスタイルを考えていきたいと思っておりますので御理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長の方からご答弁いただきましたが、今後も引き続き検討していただきたいと、そのように思っております。

次に、この空き店舗のうち、延べ床面積の小さい物件は、まだ個人事業者としても検討しやすいとは思っておりますが、延べ床面積の大きい物件は、なかなか個人事業者としては現実的にハードルが高いと思われ、動きが鈍くなっていると思います。この前商工会との懇談会でも意見が出ておりましたが、具体例を申し上げますと、旧フェリス跡地の件ですが、あそこは町の中心地であり、そこが空き店舗になっていると、幾ら周りの個人商店が頑張って商店街を盛り上げ活気づかせようとしてもなかなか難しいそうです。もちろんあの物件は民間の試算ということはわかっておりますが、以前、町長からご答弁で商店街の中心部はある意味では公共財としてもみなすのではないかとの発言もあったと思います。最初の質問でも申し上げましたが、市街地商店街は、ある意味町の顔でもございます。その商店街中心地の大きな物件が空き店舗となっていることは、地域の活性化にとっても改善していく案件だと、そのように思っておりますが町長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの空き店舗の関係で、特に中央商店街の中心部にあります旧フェリスの店舗の関係であります。今、議員がおっしゃられた通りで、私も全くそのように思っております。やはりど真ん中でありますから、そこが日中はまだしも、夜になると暗くなってしまうということは本当に商店に火が消えたという、まさにそういう感じを受けているわけで、誠に残念だなというふうに思っております。その後も商工会の方とはついこの間も役員さんとお話をいたしました。当然、この話題も出ておりますし、また地域振興懇話会の中でも商工会長さんの方から全体としては捉え方をいただいておりますが、ただ、今の段階で商工会自体も、これという妙案がなかなか掴みにくい。一部企業誘致の形で商店誘致の形でちょっとあったみたいであります。条件が整わないとか、色んな部分で話が振り出しに戻ってしまったというようなこともお聞きをいたしております。ですから、できれば町が全体となって、そして商工会の皆さん、または各商店の皆さんともども、あそこをどういうふうにしていくことが皆さんで知恵を絞って行かざるを得ないだろうというふうに思っているところでありまして、さらに商工会の皆さんとの話し合いの機会を設けながら、より突っ込んだ話をしていければなというふうに思っておりますが、ついこの間までの間で確固とした妙案がないというのが今の状況であるというふうに理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長からご答弁いただきましたが、商工会の方でも何かと考えているという話は私も聞いております。ただ、なかなか商工会自体もなかなか厳しいという部分もございますので、何とかみんなで今町長もおっしゃいましたが知恵を絞って良い状況に向かって行ければなとそのよ

うに考えているわけですが、実質この案件先ほども申し上げましたとおり、民間の財産という形に関係してくることありますから、実質大変繊細であり且つ難しい部分だなどは理解しております。

ただ、今後の町の活性化のためにもやはり大変重要な部分だと思しますので、ここでちょっと視点を変えて、町長にお伺いしたいと思えます。1項目目の再質問でも少々触れましたが、この清里町は他町村の方々からも羨ましがられるほど、安心して子供を産み育てられる町として様々な子育て支援事業を行っております。もちろん町内の方々からも子育て支援に関しては清里町以上の町はなかなか聞かない。子育てをする上では最高の町だと思っています。かなりありがたい言葉をいただいている状況でございます。ただ最近、数年前に商店街の薬局店が残念ながら閉店となり、オムツや子育て用ミルクが町内で購入できなくなり、小さな赤ちゃんを車に載せて他町村まで買い出しに行かなければならなくなり、とても不便になってしまったという声を数多く聞くようになりました。安心して子供を産み育てる町として、この問題の改善に取り組むためにも、1歩踏み込んだ形になりますが、旧フェリス跡地にツルハやサツドラなどのドラッグストアを町長自らトップセールスマンとなって町をあげて誘致してみてもどうでしょうか。先ほど多分、商工会の方でも誘致の話がと町長おっしゃっていましたが、この部分にかかってくるのではないかなというふうに思っております。町の中心地にドラッグストアがあれば小さな子どもから高齢者まで幅広い世代の需要が見込めますし、それだけ人が集まるので商店街の活性化にも繋がります。また、1項目目の質問にも繋がりますが、雇用の場の創出にも繋がりますし、何よりこの町の重点施策である子育て支援にも繋がります。複数の効果が期待できるのであれば、町中心地取得への財政出動も考え得るところでもあり、民有地取得により企業誘致に関しても企業側のマーケティング等の問題もあると思えますが、民間ではできない行政的なメリットを誘致企業に提案できるのではないかとそのように思っております。空き店舗対策としてだけでなく、全体の地域振興対策として検討する余地があると思えますが、町長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの旧フェリス跡地の活用の関係であります。基本的に所有者がでございますから、所有者の意向がなければ周りでどれほどの対応をしても、これはなかなか前に進んでいかないということ、所有者の方から了解を得られたらとなればまた違う動きが出てくるのかというふうに思います。ただ、私も具体的に突っ込んだ話は聞いておりませんが、商工会の皆さん方がツルハドラッグの誘致に向けて、ツルハ側と商工会で、お話しをしたという経過は聞いておりますが、条件が合わなかったということでお断りになられたというふうにお伺いしております。町においても、そういう具体的な物件が出てくればその誘致に向けて皆さんが合意をされているのであれば、その誘致に向けた支援対策というのは色々対処方法を考えていかなければならないというふうに思っておりますが、ただこの場においても同業者の方がいる場合だとかいろんないややはり制約がついてきます。先ほどの話ではありませんけれども、もうこの地区にはこれしかないんですとなればこれは公共財ですけども、すでに沢山あるとなれば、競争相手をどんどん作る話になってきますので、そこら辺は十分に考えていかなければならないところかなというふう

に思います。ただ全体の町の形態としても、やはり町の顔としても何とかあそこの部分が新しいまちづくりの1つの拠点になればなというふうに思っているところでございます。皆さんとたまにお話したツルハは駄目であったけれども、他の物はまだ可能性が探っていないわけでありまして、仮に相手方といいますか、所有者の方がそういうような意向があって貸すことは可能ですよということになれば、また違う道も色々模索をしていかなければと思っております。この間も商工会の役員さんとお会いした時は、全く同じ話をお互いにさせていただきました。町も条件さえ合えば支援をできるものは前向きに考えていきますということでお伝えしておりますので、そういう中で皆で知恵を出し合いましょうという話もしたところでございます。以上であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長からのご答弁いただきましたけれども、様々な問題あると思います。難しい部分もかなり多々あります。ただ、競合の部分も先ほど出ていましたが、今だけではなくやっぱり10年後、20年後その時の町の形態なども鑑みながら、本当に前向きに検討していただきたいとそうのように思っております。時間もあれなので最後に、この企業誘致、今お話しさせていただきましたが、企業誘致に関連して美しい村連合についてお伺いいたします。

清里町は平成28年度に美しい村連合に承認加盟が認められ、約3年経過しました。この美しい村連合加盟当初は今後、清里町のPR効果に繋がるといった漠然としたものでしたが、その後、この美しい村連合に対して協賛企業が80社から90社くらいありその企業と、お互いの利害が一致できれば自由にコラボレーションできるという説明を受けました。昨年の定例議会において、その後、協賛企業とは何か交渉しましたかと質問したところ、企業側から何件かは提案があったが利害が一致せず断りました。また、こちらからは、まだアクションを起こしていませんが、今後考えていきますと答弁をいただきました。その後、この進捗状況はどうなっているのか。またさらには空き店舗対策や旧小学校跡地活用対策として協賛企業に対し、テレワークやその他諸々の企業誘致の交渉を行ってきたのか、町長にお伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

日本で最も美しい村連合との連携の関係でございます。ご案内のように清里町を4年前に日本で最も美しい村に加盟をさせていただきました。今現在も全体では64の地域、町村、これが全国で加盟をされており、また協賛企業として83団体が加盟をしております。具体的な企業83団体とのコラボという部分についての具体的な成果はまだありませんが、色んな企画会合を通じながらですね。連携を図っているという状況の中です。また北海道全体の連携会議、日本で最も美しい村連合の中の10の北海道に地域がありますので、それらは別に北海道連合という会議を持っておりまして、その中でスタンプラリーだとかサッポロピヤガーデンのふるさとPR、それから都内での北海道の物産展、この10のですね。それからをツーリズム事業として地域観

光ツアーの展開、また特産品のPR事業ということで各町村に加入しているところの特産品や何かをお預かりして販売をすると混合販売ですね。そういう委託販売を手がけてきているところまでございまして、それなりの効果が徐々にではありますけども、あがってきているというふうに判断をいたしております。また日本で最も美しい連合そのものが一定の年数を経過いたしまして、全体が10何年の歴史を抱えておりまして、さまざまな取り組みがまた新たな観点から起きてきているというのも事実でございますので、これらの連合とのより強化をしながら少しでも町に活力のある、また移住定住や清里を知ってもらえるという対策のために努力をしていきたいというふうに考えております。失礼いたしました。来年で美しい村連合そのものが15年の歴史を数える、しっかりとした団体に育ってきているところでもございます。そんな中でより効果が上がるように我々としてもいろんな面で連携を強めながら進めていきたいというふうに思っております。直接この企業会員の中には入っておりませんが、ここを通じて連絡をいただいたのには大阪のマルシェという会社があります。そのマルシェの社長さんが、直接清里に何回か従業員の方を含めておいでになられて、清里のじゃがいも焼酎を向こうに紹介をすることで紹介していただいて、販路の1つを開拓したということも事実でありますので色んな機会をつけてですね。また企業の方にもいろんな面でアプローチをかけていきたいというふうに考えている次第でもございます。以上であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

町長からご答弁いただきましたが、大阪のマルシェという会社ですか。そういうとこと販路をつくっていったということは私もそれは効果があったというふうに思っております。美しい村連合に関連した予算というのが直接的なものをまた間接的なものを含めると、それなりの予算を計上して出る状態です。せっかく美しい村連合に加盟したのだから加盟することが目的だったとならないように、加盟した効果が出るようにしっかりと今後も対応していただきたいとそのように思っております。今回、大きく分けて2項目の質問及び提案をさせていただきました。人口減少問題の改善や空き店舗対策などの地域振興対策は大変難しく、一筋縄でいかないことは十二分に理解しております。ですが、地方における町づくりには絶対避けては通れない問題ですので、今まで以上に大胆に1歩踏み込んだ検討および対応をスピード感を持って進めていただきたいと、そのように思っております。今後櫛引町長の調整に対する力強い活動に御期待申し上げながら私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（田中誠君）

町長。

○町長（櫛引政明君）

まちづくりのご質問本当にありがとうございました。状況としては、かなり厳しい状況であるという認識は持っているつもりであります。やはり何と言ってもこの地域に住んでいる皆さんが安全安心に暮らしていけるそういうまちづくりを進めていかなければと私はよく言っております。この町に住んで良かったなというふうに幸せを実感できるそんなまちづくりのために誠心誠

意、先ほど来ありましたように、スピード感を持って取り組んでまいりますので、色んな面でご指導ご支援をいただきますようこちらの方からもよろしくお願いを申し上げる次第であります。有難うございます。

○議長（田中誠君）

これで、伊藤忠之君の質問を終わります。ここで、3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時 09分

再開 午後 3時 25分

●日程第8 議案第48号

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第48号、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました議案第48号、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書を1枚お開きください。この規約の変更につきましては、令和元年7月に不利益処分についての審査請求があったことから、その事案に係る採決及び決定等に伴う事務処理に必要となる人員を確保するためオホーツク町村公平委員会規約第4条第2項で規定する事務職員の定数を変更するものです。それでは、変更内容につきまして、別冊審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので審議資料の1ページをご覧ください。改正後の規約によりご説明申し上げます。変更する内容につきましては、第4条第2項で定めた事務職員の定数を2名から4人以内とするものです。附則につきましては、施行日を令和2年1月1日とするものです。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 48 号、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

●日程第 9 議案第 49 号

○議長（田中誠君）

日程第 9、議案第 49 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました議案第 49 号、地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。議案書を 1 枚お開きください。この関係条例の整備につきましては、先に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が令和 2 年 4 月から開始されます。この法律の改正により、本町の条例において改正が必要なものについて一括して整備するものです。なお、一部改正が必要とされる関係条例として 8 本の条例について、一括整備することになります。それでは改正内容について、別冊審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので審議資料の 2 ページをご覧ください。

第 1 条関係、公益法人等への町職員の派遣等に関する条例の一部改正として第 2 条第 2 項第 3 号において、引用先の改正による変更および文言の整理をするものであります。次に、第 2 条関係、清里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正として第 3 条第 1 項において、任命権者の報告事項の対象から除外される非常勤職員のうち、再任用時短職員と法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号にあげる職員、すなわちフルタイム会計年度任用職員について、除外することを規定するものであります。

3 ページに行きまして、中段、第 3 条関係、職員の分限についての手続きおよび効果に関する条例の一部改正として第 4 条第 1 項において文言の整理、第 5 項において分限休職が可能な期間について、会計年度任用職員においては、会計年度内の任用期間の範囲に限ることを追加するものであります。4 ページをご覧ください。

第 4 条関係、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正として第 3 条において減給の対象となる給料の月額について、パートタイム会計年度任用職員における月額報酬も対象となる旨、規定するものであります。次に第 5 条関係、清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正として、第 15 条第 3 項において、文言の整理。

5 ページに行きまして、第 19 条、見出しの非常勤職員を会計年度任用職員とし、本文において会計年度任用職員の出勤、勤務時間、休暇等について規則に委任する規定とするものです。第 6 条関係、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正として第 2 条第 1 項第 3 号のアの(イ)において次条以降の追加による説明の変更。

6 ページに行きまして、下段第 2 条の 2 において、引用元の改正による変更及び文言の整理をするもの。

7ページに行きまして、第2条の3において次条の追加による説明の変更。8ページは飛ばしまして9ページをご覧ください。

第2条の4として、育児休業法の改正により、非常勤職員の育児休業取得可能期間が1歳6ヶ月から2歳まで延長されたことに対応する規定の追加及びそれに伴うもの。

10ページに行きまして、第6号において再度の育児休業が認められる特別な事情として保育所等における体制について追加するのであります。その下、第7号において、第2条の4を追加したことによる変更。第7条第2項において、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給規定において、会計年度任用職員を除くことを規定。第8条において、育児休業から復帰した職員の給与等の取り扱いについて対象となる職員の定義から会計年度任用職員を除くことを規定するものであります。11ページに行きまして、中段第7条関係、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正として第1条において、地方自治法の改正による引用条項の変更。

12ページに行きまして第8条関係、町職員の給与に関する条例の一部改正として、第22条の3を新設し会計年度任用職員の給与に関しては別の条例を制定することを規定するものであります。附則として施行日について令和2年4月1日から施行としております。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第10 議案第50号

○議長（田中誠君）

日程第10、議案第50号、清里町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただいま上程されました議案第 50 号、清里町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について提案理由のご説明をします。議案書を 1 枚お開きください。この条例の制定につきましては、先ほど説明しました一括整備の条例の中にありました会計年度任用職員の給与に関する規定について別の条例において定めることとされていることから、条例について新規に制定するものであります。制定の内容につきましては、大きくはフルタイム会計年度任用職員の給与及び諸手当、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当並びに費用弁償、特殊な会計年度任用職員における特例について規定するものであります。

それでは清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。まず初めに目次です。第 1 章が総則、第 2 章がフルタイム会計年度任用職員の給与、第 3 章がパートタイム会計年度任用職員の給与、第 4 章がパートタイム、会計年度に職員の費用弁償、第 5 章が雑則となっております。

本文の第 1 章総則において、第 1 条は根拠法及び制定事項について。第 2 条は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計任用職員の定義。第 3 条は、会計年度職員の給与としてフルタイムが給料その他記載の手当て、パートタイムが報酬及び期末手当となり、給与の支給方法及び実費弁償の取り扱いについて規定をしております。

次のページ。第 2 章、フルタイム会計年度任用職員の給料において第 4 条が給料表の種類及び適用範囲、第 5 条が職務給の原則と等級別基準職表について、第 6 条が号給の決定方法、第 7 条が給料の支給日と計算の考え方について、正規職員に準すると規定しております。第 8 条以降は各種手当について正規職員に準じた取り扱いとなることを規定しています。

次のページに行きまして第 9 条が時間外勤務手当、第 10 条が通勤手当、第 11 条が夜間勤務手当、次のページ第 12 条が休日勤務手当について規定をしており、第 13 条において勤務 1 時間あたりの給与額算出時の端数処理について規定しております。

第 14 条は期末手当について、任期が 6 カ月以上のフルタイム会計年度任用職員において正規職員に準じた取り扱いとなる規定、6 月における全会計年度任用期間の通算の取り扱いについて規定しております。第 15 条は勤務 1 時間当りの給与額の算出方法。次のページに行きまして第 16 条は、欠勤の場合の給与の減額について規定するものであります。

次に、第 3 章パートタイム会計年度任用職員の給与において第 17 条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について月額報酬、日額報酬、時間報酬の算出方法について規定しております。次のページ第 18 条以降はフルタイムに準じて各種報酬について定めております。第 18 条が特殊勤務にかかる報酬、第 19 条が時間外勤務にかかる報酬、次のページに行きまして、第 20 条が夜間勤務にかかる報酬、第 21 条が休日勤務にかかる報酬、次のページに行きまして、第 22 条が勤務 1 時間あたりの報酬算出時の端数処理について規定しております。第 23 条は期末手当についてフルタイムと同様 6 ヶ月以上の任期要件や算出基礎月額について平均月額をとる考え方、任用期間の通算について規定しております。

次のページに行きまして第 24 条が報酬の支給日と計算の考え方、第 25 条が勤務 1 時間あたりの報酬額の算出方法、次のページに行きまして第 26 条が欠勤の場合の報酬の減額について規定するものであります。次に第 4 章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について。第 27 条はパートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償について、第 28 条が公務における出張に係る費用弁償について規定しております。第 5 章雑則について。次のページに行きまして

第 29 条が、正規職員準じた給与天引きの規定、第 30 条において、会計年度任用職員のうち特殊な職の給与について別に定めることを規定しております。第 31 条は規則委任の規定となります。制定附則につきましては、1 号で施行期日、2 号で制度移行前の期間について、期末手当の算定期間に通算する特例を規定しております。以下、別表として次のページから行政職給料表と、医療職給料表について次のページにかけて、等級別基準職務表として、それぞれの給料表において適用となる職務及び給与について規定しております。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 50 号、清里町会計年度を任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定は原案のとおり可決されました。

●日程第 11 議案第 51 号

○議長（田中誠君）

日程第 11、議案第 51 号、清里町総合計画策定条例の制定についてを、議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤浩幸君）

ただ今上程されました議案第 51 号、清里町総合計画策定条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。町の総合計画につきましては、長期的な展望からまちづくりの将来像を描き、計画的な町政運営を図る基本指針であり、清里町では平成 22 年に基本構想についての議決を得まして、平成 23 年度から令和 2 年度までを計画期間とする第 5 次清里町総合計画を策定し、協働・共生・共創によるまちづくりを進めてまいりました。その後、平成 23 年の地方自治法の改正により総合計画の基本部分である基本構想の策定義務が廃止され、総合計画の策定は各自治体の任意によるものとされましたが今後も総合的かつ計画的な町政運営を行うためには目指すべきまちづくりの町の将来像やまちづくりの基本理念を定めることが不可欠でございます。そのため、人口減少や少子高齢化、社会経済のグローバル化など地域の取り巻く状況が大きく変化する中町

の最上位計画として新しい総合計画を策定することについて基本的な事項を明らかにし、その策定手続に関し必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

議案を1枚おめくりください。条例内容を御説明いたします。第1条は条例制定の趣旨、第2条は定義として総合計画基本構想、基本計画、それぞれの用語の意義を定めています。第3条は町長が総合計画を策定する旨の規定、第4条は総合計画の基本構想と基本計画を策定・変更する時は総合開発審議会に諮問しなければならない旨を規定しております。第5条は議会の議決の規定で第1項において基本構想を議会の議決に付すべき事件とする旨の規定、第2項において町長は、議会の議決を得なければならない旨を定めております。第6条は基本計画の策定は基本構想に基づくものとの規定であり、第7条は、個別分野の計画は総合計画との整合性を図る旨を定めてございます。第8条は総合計画の公表についての規定、第9条が必要な事項を、町長が別に定める規定でございます。附則につきましては、施行期日を定めるものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第51号、清里町総合計画策定条例の制定は、原案のとおり可決されました。

●日程第12～日程第13 議案第52号～議案第53号

○議長（田中誠君）

日程第12、議案第52号、緑清荘条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第53号、清里町農山漁村体験施設条例の一部を改正する条例までの2点について関連がありますので、一括で議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって議案第52号から議案第53号までの2件を一括議題とすることに決定しました。

2件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただ今一括上程されました議案第52号、緑清荘条例の一部を改正する条例から議案第53号清里町農山漁村体験施設条例の一部を改正する条例まで、都合2件について一括提案理由のご説明申し上げます。議案書を1枚お開きください。今回の条例改正につきましては施設の安定した運営が利用者へのサービスへ繋がるよう施設使用料について指定管理者が弾力的な運用ができるようにしたものであり、入湯料につきましては町の温泉施設、3カ所の料金を現在の公衆浴場料金を参考に町の福祉政策とも連携した料金改定を行うものです。

それでは議案第52号、緑清荘条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料の3ページをお開きください。右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で改正箇所アンダーラインを引いております。別表で定める施設使用料につきましては、各部屋の利用料金の上限額を改正後の料金額に改めるものであり、14ページ下段から15ページに記載の入湯料につきましては現在の大人税別362円を税込み450円に。老人・中人・小人税別191円を小人・高齢者等税込140円とし、備考で大人・小人・高齢者等の対象者の説明をしております。附則につきましては施行日を、令和2年4月1日としております。

続きまして議案第53号、清里町農山漁村体験施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書1枚をお開きください。この条例につきましては、緑清荘の新館部分の施設使用料を定めた条例であり先に説明しました緑清荘条例の改正と合わせたものとなっております。それでは別冊の審議資料の16ページから17ページをご覧ください。改正理由につきましては先の説明内容と同じであり、緑清荘の新館部分の宿泊室と研修室の施設使用料の上限額を改正後の金額に改めるものです。附則につきましては施行日を令和2年4月1日としております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

2件について議案第52号から議案第53号までの2件について一括して質疑を行います。勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

3施設の入湯料に関してなんですけど、常任委員会の方でも御説明をいただいたわけなんですけども確認の意味を含めてお聞きしたいと思います。今、回数券で入られている方が4月1日以降、50円、実際には60円ですけども、50円支払ったと。高齢者の方は50円バックするというような形なんですけど、今わくわく振興券の関係の販売も含めて、その券を持って回数券をちょっと買い溜めしたりしている人がいるわけで、きちっとそのことを明示しないと色々トラブルになってくのかなという部分がありますので、ほとんど決まっているような段階だと思えるのでなるべく早い時期に明示されるような形をとっていただきたいなということがあるので、その点につきまして聞きたいと思います。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

今回の料金改定等のなしに伴いまして4月1日以降も回数券をお持ちの方はいらっしゃると思います。その場合の使用方法につきましては委員会でも御説明させていただきましたが大人の部分に関しましては現在390円。これ回数券12枚綴りですので325円になるんですが、それと改正後でいきますと375円の差額50円を払っていただくこととなります。それで子供の料金の210円につきましては回数券にしますと175円。新たに140円の回数券ですと116円と。59円の差額が出ますので、これを10円単位として9円切り捨てて50円をお返しするという形で回数券の使用を行えるように考えております。それと、ただいまの件につきましては来月の広報によって周知したいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

来月の広報というわけですけど、今日値段改定が議決で通ったとなった場合もこれも温泉の管理者の方とは話はもう決まっていることですよ。そうならばフロントなりそういうところで明示すべきではないかなと思うんですが。

○議長（田中誠君）

総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

当然正式に施設管理者にお話できるのは今日以降ということになりますけど事前に相談はかけていまして正式にお話できるのは議決後ですよ。その後は速やかに施設としても利用者に周知できるような形をとってくださいというお話はしております。

○議長（田中誠君）

他、よろしいですか。これで質疑を終わります。

2件について、一括して討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第52号、緑清荘条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり

決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 53 号、清里町農山漁村体験施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第 14～日程第 15 議案第 54 号～議案 55 号

○議長（田中誠君）

日程第 14、議案第 54 号、農林水産物直売食材提供供給施設設置条例の一部を改正する条例から、日程第 15、議案第 55 号、緑温泉条例の一部を改正する条例までの 2 件について関連がありますので一括で議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号から議案第 55 号までの 2 件を一括議題とすることに決定しました。2 件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただいま一括上程されました議案第 54 号、農林水産物直売食材提供供給施設設置条例の一部を改正する条例から議案第 55 号、緑温泉条例の一部を改正する条例まで、都合 2 件について一括提案理由のご説明を申し上げます。議案書を 1 枚お開き下さい。

今回の条例改正につきましては、先ほど説明しましたとおり、町の温泉施設 3カ所の料金を現在の公衆浴場料金を参考に町の福祉政策とも連携して料金改定を行うものです。

それでは議案第 54 号、農林水産物直売食材提供供給施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので別冊の審議資料の 18 ページから 19 ページをご覧ください。右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で改正箇所アンダーラインを引いております。別表で定めるパパスランドの入湯料につきましては現在の大人税別 362 円を税込 450 円に。中人・小人・高齢者税別 191 円を小人・高齢者等税込 140 円とし、備考で大人・小人・高齢者等の対象者の説明をしています。附則につきましては施行日を令和 2 年 4 月 1 日としております。

続きまして議案第 55 号、緑温泉条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 1 枚お開きください。この条例改正につきましては、先の条例改正の理由と同じとなっており、別冊の審議資料の 20 ページから 21 ページにより説明させていただきます。別表で定める入浴料につきましては、現在の大人税別 362 円を、税込 450 円に。小人・老人・税別 191 円を小人・高齢者等税込 140 円とし、備考で大人・小人・高齢者等の対象者の説明をしています。附則につきましては施行日を令和 2 年 4 月 1 日としております。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

2件について一括して質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

2件について一括して討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第54号、農林水産物直売食材提供供給施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第55号、緑温泉条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第16 議案第56号

○議長（田中誠君）

日程第16、議案第56号、緑清荘の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただいま上程されました議案第56号、緑清荘の指定管理者の指定について提案理由のご説明申し上げます。本件につきましては、施行の指定期間が明年3月31日で完了することから本年10月15日より、11月14日の間公募を行って参りました。その結果、現在の指定管理者1社から申請があり選定委員会での審査等、所定の手続を終えた中、指定管理者として総合的に求められる水準を満たしていると判断したため地方自治法第244条の第6項の規定により指定管理者の指定を行うため議会の議決を求めるものです。

指定管理を行う施設の名称は緑清荘であり、指定する団体は、斜里郡清里町羽衣町31番地に住所を有する株式会社しげたです。また指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31

日までの5年間となっております。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第56号、緑清荘の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

●日程第17 議案第57号

○議長（田中誠君）

日程第17、議案第57号、清里町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤浩幸君）

ただ今上程されました議案第57号、清里町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、計画の変更に当たり過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、同法第6条第7項においては市町村計画の変更の準用を記載しており同条第1項においては、議会の議決を規定いたしております。また、同法第6条第4項に規定される変更に当たっての北海道との事前協議につきましては、既に12月2日付をもって終了してございます。

今回の変更は、今後実施予定の網走厚生病院脳神経外科整備事業において過疎債の発行が見込まれることから、計画の変更を行うものでございます。それでは変更の内容につきまして、審議資料の新旧対照表によりご説明をいたしますので、別冊の審議資料の22ページをご覧ください。左側の変更後の表でご説明申し上げます。過疎計画書の計画中および7ページ、39行目につきましては、元号が令和に変わったことに伴う変更でございます。26ページ、16行目、6. 医療

の確保、(3)計画の事業計画の表、診療施設の項目に病院を追加し、また事業内容に網走厚生病院脳神経外科整備事業を追加するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって議案第57号、清里町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

●日程第18 議案第58号

○議長（田中誠君）

日程第18、議案第58号、長栄橋補修工事に係る契約変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合雄司君）

ただいま上程されました議案第58号、長栄橋補修工事に係る契約変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。変更する契約は長栄橋補修工事であり、変更の理由は設計数量の変更によるものでございます。設計変更の内容についてご説明いたします。

本工事につきましては、6月20日開催の町議会定例会において契約締結についての議決をいただき、橋梁の長寿命化計画に基づき、長栄橋の補修工事を行っているものであり、工事内容は橋梁上部の桁の塗装、床板修復、橋面舗装となっております。橋梁の塗装においては、既存の塗装を除去する作業が必要であり、当初設計において塗膜剥離剤塗布1回を予定しておりましたが、施工前の試験結果により、塗膜剥離剤塗布2回が必要であると確認したため、塗布面積の増加及び、それに伴う工程の変更について設計変更を行うものでございます。

変更後の契約金額は、当初金額6千655万円に704万8千円を増額し、7千403万円とするものでございます。

契約の相手方は、清里町札弦町48番地、野村興業株式会社でございます。なお、工期につきましても工程の変更に合わせて10日間延長し、令和2年2月20日とするものでございます。以上で、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第58号、長栄橋補修工事に係る契約変更については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第59号

○議長（田中誠君）

日程第19、議案第59号、令和元年度一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤浩幸君）

ただ今上程されました議案第59号、令和元年度清里町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。補正予算の総額は第1条第1項に記載の通り歳入歳出それぞれ8千748万6千円を追加し、予算の総額を51億4千526万7千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。第2条の地方債の補正及び第3条の債務負担行為の補正につきましては、議案書を1枚おめくりいただき、右側のページをご覧ください。

第2表地方債の補正につきましては、1の追加で網走厚生病院脳神経外科開設事業債として660万、消防債として3千600万円を追加するものでございます。次のページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正につきましては、清里町診療所支援事業について清里町における地域医療の医療を安定的に確保するため清里町診療所支援要綱に基づき、清里クリニックと締結しました覚書締結により清里クリニックに対し令和3年度まで年額6,000万円を支援し、安定的な経営を図るもので今後の支援といたしまして令和2年度から3年度の2年間の期間、限度額を追加で定めるものでございます。限度額は2カ年分の1億2千万円で設定しております。

それでは、最後に歳出補正予算の内容につきましてご説明いたします。

はじめに今回補正提案させていただく主な事業の内容につきましてご説明申し上げますので別冊の審議資料を御用意いただきまして23ページをお開きください。

補正額内の上段の括弧内の数字につきましては補正後の当該事業の予算総額であり、財源につきましては資料に記載しておりますので、特異的なもの以外は説明を省略させていただきます。2款総務費、行政情報システム管理費、光ファイバー移設事業につきましては、光ファイバーの移設工事請負費といたしまして100万円を計上するものでございます。

4款衛生費、保健衛生総務費、網走厚生病院脳神経外科開設負担金事業につきましては網走厚生病院の脳神経外科開設に伴う医療機器購入の清里町負担分といたしまして722万8千円を計上するものでございます。財源のうち町債過疎対策事業債が660万円でございます。

次に、診療装備品購入事業につきましては診療業務及び患者サービス等の向上を図るため診療所の電子カルテ及びレントゲンの更新に1千542万円を計上するものでございます。5款農林水産業費、農業振興費、畑作構造転換補助事業につきましては農作物の輪作体系維持のための取り組み及び機械導入に対する補助といたしまして1千995万1千円を計上するものでございます。なお、この事業につきましては全額北海道からの間接補助となっております。

8款消防費、斜里地区消防組合清里分署負担金事業につきましては札弦の第2分団に配備されております消防6号車の車輛更新にかかる負担金といたしまして4千57万円を計上するものでございます。財源のうち町債過疎対策事業債が3千600万円となっております。

9款教育費、教育振興費、教師用指導書等購入事業につきましては令和2年度から使用開始となります小学校教科書の改訂版にかかる教師用教科書等の購入費といたしまして281万7千円を計上するものでございます。

それでは続きまして事項別明細書により款項目区分によります補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので別冊の令和元年度補正予算に関する説明書を御用意ください。説明資料ピンク色の紙の後ろもう1枚めくっていただきまして、3ページの歳出により御説明申し上げます。なお、審議資料におきまして御説明申し上げました事業につきましては説明を省略させていただきますので御了承いただきたいと存じます。なお、慣例により目ごとの説明とさせていただきます。

2款総務費、2項総務管理費、18目行政情報システム管理費の光ブロードバンド管理運営事業費につきましては審議資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

次のOA等機器ソフトウェア等管理事業費につきましては庁舎内情報システムの修繕料といたしまして49万6千円を計上いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費児童福祉事務費につきましては特別児童扶養手当交付金事業による過年度返戻金としまして4千円を計上いたします。

4款衛生費の説明欄にあります地域医療体制確保事業費から次のページをご覧くださいと思いますけども、5款農林水産業費、説明欄の農業経営支援対策事業費。8款消防費、斜里地区消防組合清里分署負担金。9款教育費、小学校教材等整備事業費の補正につきましては審議資料

で説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。歳入につきましては総括表によりご説明いたしますので1ページにお戻りください。10 款地方交付税につきましては、今回の補正予算に係る一般財源分といたしまして2千 493 万5千円を計上いたします。15 款道支出金につきましては農林水産業費の畑作構造転換事業に係る補助金としまして1千 995 万1千円。20 款町債につきましては衛生費で説明いたしました網走厚生病院脳神経外科開設負担金として 660 万円、消防費で説明いたしました消防6号車の更新に係る町債として3千 600 万円、町債計4千 260 万円を計上するものでございます。以上、歳入歳出決算補正後の総額は 51 億4千 526 万7千円でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 59 号、令和元年度清里町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

●日程第 20 議案第 60 号

○議長（田中誠君）

日程第 20、議案第 60 号、令和元年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました議案第 60 号、令和元年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 10 万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千 239 万円とするものでございます。

第1条第2項につきましては、別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書により、のちほど説明申し上げます。

今回の補正は、国保情報集約システムが改修されることに伴い、連動する町の国民健康保険のシステム改修事業費を増額補正するものでございます。具体的には、外国人被保険者の在留資格及び在留期限日をデータ管理するための改修を行うものでございます。

それでは、令和元年度補正予算に関する説明書の6ページをお開き下さい。

歳出よりご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、システム改修委託料を10万8千円増額致します。

歳入につきましては、総括表で説明いたしますので1ページ戻り5ページをご覧ください。歳入は特定財源であります国庫支出金10万8千円を補正するものでございます。

以上、補正予算のご説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第60号、令和元年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

●日程第21 発議第6号

○議長（田中誠君）

日程第21、発議第6号、議員の派遣についてを、議題とします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本件については、記載のとおりの内容で議員の派遣をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、原案のとおり派遣することに決定しました。

●日程第22 道内所管事務調査報告について

○議長（田中誠君）

日程第22、道内所管事務調査報告についてを、議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 池下昇君。

○総務文教常任委員会委員長（池下昇君）

道内所管事務調査報告、両委員会を代表いたしまして、議会閉会中の継続審査案件について調査・研究を行うために総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会合同で令和元年11月20日から22日までの3日間道内所管事務調査行いましたので報告いたします。

調査の内容につきましては、1日目はむかわ町において北海道胆振東部地震災害への対応の中で災害が発生して優先させた事項等について。2日目の1カ所目は上砂川町において65歳以上の人口割合が50%を超えた状況での高齢者対策について。2カ所目は北海道防災航空室において北海道消防防災ヘリコプターの活動内容や災害時の対応などについて調査を行ったところであり、詳細については報告書に記載しておりますのでご参照ください。今回の調査結果につきましては、これからの議会常任委員会活動費をおける政策提言等に生かしていく所存であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、道内所管事務調査報告についてを終わります。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第6回清里町議会定例会を、閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 4時18分